

税務事例研究

Vol. **204** 2025/3

〔法人税〕

預託金制ゴルフ会員権に関する会員権償還損
.....金子 友裕

〔所得税〕

Web3 と暗号資産等に関する近時の課税問題
—web3 ホワイトペーパー 2024 および
国税庁のFAQを題材として—
.....渡辺 徹也

〔資産税〕

三つの分野における保険金受取時の課税関係
.....柴原 一

税務事例研究／2024

■目次

法人税

預託金制ゴルフ会員権に関する会員権償還損……………	金子友裕・1
I 解説……………	2
1 ゴルフ会員権……………	3
2 貸倒れ……………	6
3 本事例における預託金制ゴルフ会員権の取扱い……………	9
4 更正の請求に関する検討……………	13
5 おわりに……………	15
II 回答……………	16

所得税

Web3 と暗号資産等に関する近時の課税問題— web3 ホワイトペーパー 2024 および国税庁の FAQ を題材として—……………	渡辺徹也・19
はじめに……………	20
I Web3 とは……………	21
II Web3 における暗号資産……………	23
III 暗号資産を使った取引に関する原則的な所得課税のルール……………	24
IV NFT に関する税務上の取扱い……………	26

V	直近の法改正（令和5年度および6年度改正）	28
VI	「web3 ホワイトペーパー」	29
1	「web3 ホワイトペーパー」の位置づけ	29
2	個人が保有する暗号資産に対する所得課税の見直し	30
3	暗号資産による寄附の課税上の取扱いの明確化および見直し	32
VII	事例の検討	33
	おわりに	34

資 産 税

三つの分野における保険金受取時の課税関係	柴原 一	37
----------------------	------	----

I	はじめに	38
II	生命保険	39
1	死亡保険金の課税関係	39
2	生命保険の保険料負担者	40
3	死亡保険金の受取人	41
4	定期金に関する権利（平成23年4月1日以後）	43
5	生存給付金付特別終身保険	44
6	事例分析	46
III	損害保険	47
1	必要性	47
2	生命保険との相違点	48
3	税務上の取り扱い	48
4	事例分析	49
IV	生命保険・損害保険のいずれにもあてはまらない保険	50
1	種類	50

2 税務上の取り扱い	50
V 設問の回答	51
【事例 1】	51
【事例 2】	53
【事例 3】	53
【事例 4】	53
【事例 5】	53

預託金制ゴルフ会員権に関する会員権償還損

東洋大学教授 金子 友裕

事例

当社は、20年前にゴルフ場運営会社からAゴルフクラブの預託金制ゴルフ会員権を3,000万円で取得し、会員資格保証金預り証の交付を受けた。

会員権の取得価額3,000万円のうち2,500万円は、据置期間経過後の退会時に返還されることとなっている預託金（以下、「預託金」といい、預託金に係る預託金債権を「預託金債権」という。）であり、残りの500万円は入会金であった。そして、入会金については返還されないこととなっている。また、預り証には、預託金の返還について、「右預託金は正式開場後十年間据置きし爾後退会するとき本証と引換に返還します。」と記載されている。

ゴルフ場運営会社は、12年前に東京地方裁判所から民事再生法の規定による再生計画認可決定を受けた。再生計画認可決定において認可された再生計画では、再生債務者に対する預託金債権を含めた再生債権に対する権利の変更及び弁済方法が次のように定められている。

(1) プレー権の保障

再生債務者は、再生手続開始決定の日においてプレー権（施設利用権）及び再生債権（預託金債権）を有するAゴルフクラブの会員である債権者のうち、プレー権の存続を希望するもの（以下「会員債権者」という。）について、Aゴルフクラブにおけるプレー権として優先的予約権及び優待的料金設定などを継続して保護することを保障する。

(2) 権利の変更

再生債務者は、会員債権者から会員権に係る預託金債権の元本金額の97.5%に相当する額等について、再生計画認可決定の確定の日から9か月経過した日において支払債務の免除を受ける。また、会員債権者は、再生計画認可決定の確定の日から10年間を経過するま

での間、預託金債権を行使することはできない。

(3) 弁済方法

再生債務者は、会員債権者が再生計画認可決定の確定の日から10年を経過した後にAゴルフクラブの退会を希望したときは、退会申出日以後一定の期日において、預託金債権の金額から上記の97.5%に相当する額を控除した金額を一括で会員債権者に支払う。

当社は、当期にゴルフ場運営会社に対し、Aゴルフクラブから退会する旨の退会申請書等を提出した。当期中に、退会手続が完了したことから、ゴルフ場運営会社より再生計画に定められた弁済方法に従って預託金債権の元本金額の97.5%に相当する部分を控除した金額の支払いを受けている。

当社は、当期の損益計算書の特別損失に「会員権償還損」として2,937万5,000円を計上した。なお、会員権償還損の内訳は、Aゴルフクラブを退会したことによって返還を受けることができなかった預託金2,500万円と受領金62万5,000円との差額2,437万5,000円に、入会金500万円を加えた金額である。

当期の法人税の確定申告書において、会員権償還損として計上した金額は、損金の額に算入することはできるか。

I 解説

本稿の事例は、東京地裁令和5年1月27日判決⁽¹⁾(以下「東京地裁判決」とする)を参照している。この東京地裁判決の事案では、預託金制ゴルフ会員権の取得価額が、入会金と預託金に区分され、預託金がゴルフ場運営会社の民事再生法の規定による再生計画認可決定において、97.5%は再生計画認可決定の確定の日から9か月経過した日において支払免除を受けることになっており、支払免除の対象とならない残りの2.5%と区分されている等、本稿の事例とほぼ同様(事例として整理する際に若干の簡略化(修正申告書を提出し、その後更正の請求を行っている等の点は本稿の事例では省略している)等を行っている点で差異があるが、預託金制ゴルフ会員権の貸倒損失の取扱いについては同様の事例としている)となっている。このため、この解説では、東京地裁判決の事案と本稿の事例を合わせて「本事例」と表記することとする。

(1) TAINS: Z888-2625。なお、この事案は、切り捨てられた預託金返還請求権については、退会手続の完了した日の属する本件事業年度の損金の額に算入されるべきであるとして、法人税等の各更正の請求を行ったが所轄税務署長が更正をすべき理由がない旨の各通知処分をしたことから、その取消しを求めたものである。

解説では、まず、これらの金額の法人税法上の取扱いを整理する。なお、ゴルフ会員権には、預託金制ゴルフ会員権以外にも、株主会員制ゴルフ会員権や社団法人会員制ゴルフ会員権等もある。解説では、預託金制ゴルフ会員権以外も含めて整理を行うことにする。

そして、ゴルフ場運営会社が再生計画認可決定を受けた場合等に、いつの損金の額となるかという期間帰属の問題を検討する。

1 ゴルフ会員権

(1) ゴルフ会員権の種類

ゴルフ会員権の多くは、本事案と同様の預託金制ゴルフ会員権を採用している。預託金ゴルフ会員制とは、会員がゴルフクラブの理事会の承認を経て、ゴルフ場運営会社に一定の金額を預託金として納入する方式であり、施設優先的利用権と預託金返還請求権の権利を得ることになる⁽²⁾。

また、株主会員制ゴルフ会員権とは、会員が株主としてゴルフクラブに出資する方法であり、株主総会の議決権を通じて経営に参加する権利を得ることになる。そして、社団法人会員制ゴルフ会員権は、ゴルフクラブが社団法人となり会員制として運営する方法である。原則的に会員権の譲渡は認められず、会員の欠員の補充募集等で会員権を取得することになる。

ちなみに、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律⁽³⁾では、「この法律において『会員契約』とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であって政令で定めるものを継続的に利用させる役務（以下「指定役務」という。）を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいう。」（2①）としている。ここでは、「ゴルフ会員契約適正化法の対象となる会員契約は、事業者がゴルフ場等の施設を継続的に利用させる役務を提供することを約し、会員がその対価として金銭を支払うことを約するものをいいます。したがって、いわゆる株主制のゴルフ場においてみられるような、株式の取得の対価として金銭が支払われる契約は、会員契約の

(2) 株主会員制ゴルフ会員権及び社団法人会員制ゴルフ会員権以外で、預託金のないゴルフ会員権もあり、プレー権会員権といわれることがある。例えば、法的整理等で預託金の回収不能となった際に、継続会員などに対して無償に近い形でプレー権会員権を発行する場合がある。

(3) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律は平成4年に成立したものであり、「当時、会員制事業をめぐっては、契約時の説明内容と実際の内容が異なる、契約した事業者が倒産して施設が開設されなかったなどの消費者トラブルが増加している状況がみられました。特に、ゴルフ場事業においては、平成3年に、施設開場前に募集予定会員数を大幅に上回る会員募集を行った事例が大きな社会問題となり、これらの問題に対処するため、会員制事業に対する法的規制の必要性を求める声が高まりました。ゴルフ会員契約適正化法は、このような状況を背景として、消費者にとって必要な情報が適切に事業者から開示される仕組みを作るとともに、会員契約の締結時期を規制すること等により、会員契約の適正化を図ることを目的とした法律です。」（経済産業省「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律Q&A」令和2年10月、2頁）と説明される。

定義に該当しません。」(経済産業省「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 Q & A」(令和2年10月)Q5)とされ、また、「ゴルフ会員契約適正化法は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他の政令で定める者(以下「組合等」といいます。)がその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しないこととされています(第19条第2項)。」(同Q6)とされ、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律は、預託金制ゴルフ会員権は対象となるが、株主会員制ゴルフ会員権や社団法人会員制ゴルフ会員権はこの対象となっていないというように、ゴルフ会員権の種類により規制の対象に差異がある。

(2) 預託金制ゴルフ会員権の性格と取扱い

預託金制ゴルフ会員権は、「このような会員は、ゴルフクラブ入会契約及び会則等(以下『会則等』という。)に基づき、ゴルフ場運営会社に対する債権的な契約上の地位を有するものであると解される。そして、会員は、会則等に従ってゴルフ場施設を利用し得る権利(施設利用権)を有するとともに年会費納入等の義務を負担し、また、入会の際に預託した預託金を会則等に定める据置期間の経過後に退会に伴って返還請求することができることなどを内容とする包括的な権利義務関係を有するものであって、このような権利義務関係においては、施設利用権がその基本的な部分を構成するものであるということが出来る」(東京地裁判決)とされる⁽⁴⁾。

このような預託金制ゴルフ会員権は、「当該会員がゴルフ場施設を利用し得る間は、施設利用権が前面に出て顕在化しているということが出来る反面、その間、当該会員は預託金債権を行使することができないから、預託金債権については、包括的な権利義務関係の中に潜在化・抽象化している」(東京地裁判決)とし、「このような預託金制ゴルフ会員権に係る法的性質を踏まえると、預託金制ゴルフ会員権については、当該会員がゴルフ場施設を利用し得る間は、施設利用権が基本的部分を構成する包括的な権利として存在することになるから、一種の無形固定資産に該当することになると解されるが、当該会員が会則等に従って退会の届出をし、預託金の返還を求めることができるようになった場合には、その時点で初めて預託金債権が金銭債権として顕在化することになるのが原則である」(東京地裁判決)とされる。

ここでは、預託金制ゴルフ会員権は、ゴルフ場施設を利用し得る間は一種の無形固定資産とされ、預託金の返還を求めることができるようになった場合には金銭債権として顕在化するも

(4) 最高裁平成7年9月5日判決民集49巻8号2733頁(預託金制ゴルフ会員権の消滅時効が争われた事件)でも「いわゆる預託金会員組織のゴルフ会員権に該当する債権的契約関係であり、その内容として、会員は、ゴルフクラブ会則に従ってゴルフ場施設を利用し得る権利を有するとともに年会費納入等の義務を負担し、また、入会の際に預託した預託金を会則に定める据置期間の経過後に退会に伴って返還請求することができるというのである。」や「契約関係に基づく包括的権利としてのゴルフ会員権」としており、同様の考え方のものである。

のとされている。なお、この「顕在化」については、本事例にも関連するので、後で詳述する。

(3) ゴルフ会員権の法人税法上の取扱い

法人税法では、法人税基本通達 9-7-11～9-7-13 において、ゴルフ会員権に関する取扱いが示されている。ここで示されている内容を整理すると次のようになる。

法人がゴルフクラブに対して支出した入会金については、法人会員として入会する場合⁽⁵⁾には入会金は資産として計上するものとするが、記名式の法人会員で名義人たる特定の役員又は使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するためこれらの者が負担すべきものであると認められるときは、この入会金に相当する金額はこれらの者に対する給与とすることとされている（法基通 9-7-11 (1)）。

なお、この入会金は、ゴルフクラブに入会するために支出する費用であるから、他人の有する会員権を購入した場合には、その購入代価のほか他人の名義を変更するためにゴルフクラブに支出する費用も含まれるものとされる（法基通 9-7-11 (注)）。

そして、法人が資産に計上した入会金については償却を認めないとされている。また、ゴルフクラブを脱退してもその返還を受けることができない場合における当該入会金に相当する金額及びその会員たる地位を他に譲渡したことにより生じた当該入会金に係る譲渡損失に相当する金額については、その脱退をし、又は譲渡をした日の属する事業年度の損金の額に算入するものとしている（法基通 9-7-12）。

さらに、法人税基本通達 9-7-12 (注) では、「預託金制ゴルフクラブのゴルフ会員権については、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産手続開始の決定等の事実に基づき預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化した場合において、当該顕在化した部分については、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることができることに留意する。」としており、預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化した場合には、貸倒損失等の対象となり得ることが明示されている。

なお、法人がゴルフクラブに支出する年会費、年決めロッカー料その他の費用（その名義人を変更するために支出する名義書換料を含み、プレーする場合に直接要する費用を除く。）については、その入会金が資産として計上されている場合には交際費とし、その入会金が給与とされている場合には会員たる特定の役員又は使用人に対する給与とするとしている（法基通 9-7-13）。ここで、プレーする場合に直接要する費用については、入会金を資産に計上してい

(5) 個人会員として入会する場合には、入会金は個人会員たる特定の役員又は使用人に対する給与とする。ただし、無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会し、その入会金を法人が資産に計上した場合において、その入会が法人の業務の遂行上必要であるため法人の負担すべきものであると認められるときは、その経理を認めることとしている（法基通 9-7-11 (2)）。

るかどうかにかかわらず、その費用が法人の業務の遂行上必要なものであると認められる場合には交際費とし、その他の場合にはその役員又は使用人に対する給与とするとも示されている(法基通 9-7-13 (注))。

2 貸倒れ

本事例は、ゴルフ場運営会社は民事再生法の規定による再生計画認可決定を受け、再生計画において預託金債権を含めた再生債権に対する権利の変更等が定められている。これにより預託金債権の全部又は一部が貸倒損失としてその事業年度の損金の額に算入されるべきものであるかという問題が生じることになる。このため、法人税法における貸倒損失の取扱いを整理しておく。

(1) 法人税法における貸倒損失の取扱い

法人税基本通達 9-6-1 では、「法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。」とし、次の(1)から(4)を提示している⁽⁶⁾。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額
 - イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
 - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができ

(6) 東京地裁判決では、「基本通達 9-6-1 は、法人の有する金銭債権について、同基本通達の(1)から(4)までに掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち同(1)から(4)までに掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する旨を定め、同(1)は、更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額を、当該事業年度の損金の額に算入する旨を定めている。上記基本通達は、法人の有する金銭債権が貸倒れになったか否かについては、第一次的に当該金銭債権の資産価値が消滅・減失したかによって判定されるべきであるとの解釈を前提として、上記(1)から(4)までに掲げる事実が発生した場合には、法令等に基づき当該金銭債権の額が消滅・減失することが明らかであることから、当該事実が発生した事業年度の損金の額に算入することを明らかにしたものであると解され、その例示として、再生計画認可の決定等によって、当該金銭債権が切り捨てられて法的に消滅・減失した場合を、同(1)において掲げたものである。」と判示している。

ないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額そして、法人税法22条3項3号及び22条4項と法人税基本通達9-6-1の関係について、「貸倒損失の取扱いについては、法令に直接の規定はないが、それが、法人税法二二条三項三号の『損失』として損金に算入されるべきことは、同条四項の公正妥当な会計処理の基準からして当然のことである」⁽⁷⁾とされ、法人税法では現実に貸倒損失が生じた場合には損金の額に算入されることを前提に、「九-六-一以下において、貸倒損失の範囲、その発生年度等について定めている」⁽⁸⁾ということになる。

この点は、東京地裁判決もこの見解と同様の判断をしており、東京地裁判決では、一般に公正妥当な会計処理の基準に関して「企業会計原則においては、法人の費用及び収益の計上について、いわゆる発生主義を原則として採用し、発生事由に係る権利義務が確定した日の属する事業年度において、費用及び収益を計上すべきこととしている」とした上で、「上記基本通達（法人税基本通達9-6-1、筆者挿入）の内容は、損失の計上について発生主義を採った上で、公平な課税を実現するための基準を明確にしたものであり、その内容も法人税法22条3項及び4項の趣旨に沿った適切なものであると評価することができるから、当裁判所としても是認することができる。そして、このような上記基本通達の解釈は、法人が有する預託金制ゴルフ会員権について、預託金債権の全部又は一部が金銭債権として顕在化した場合においても、基本的に妥当すると解される。」と判示している。

(2) 部分貸倒れの検討

本事例では、再生計画認可決定があった場合であり、法人税基本通達9-6-1の「(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額」に該当し、部分貸倒れの議論の外にあると考えられる。しかし、本事例は、預託金債権の97.5%が「顕在化」し切り捨てられるとせず、預託金債権の100%が金銭債権に「顕在化」したと考えた場合には、部分貸倒れの状態になるとも考えられる。このような観点から、ここで部分貸倒れについても検討を行っておくこととする。

法人税基本通達9-6-2では、「法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。」としている。ここで、「その全額が回収できないことが明らかになった場合」としていることから、部分貸倒れは認められない⁽⁹⁾という見解が一般的である。

また、興銀事件最高裁判決⁽¹⁰⁾でも、「当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると

(7) 金子宏『租税法理論の形成と解明（下巻）』（有斐閣、2010）94頁。

(8) 金子・前掲注(7)、94頁。

解される」と判示した上で、「その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生じる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである」としている。このように判例でも、部分貸倒れは認められないことを前提にして、貸倒れにおいて債権者の事情等を考慮し得ることを示している。

このような一般的な見解や判例と異なり、部分貸倒れを認める見解として金子宏説がある。金子宏説では、「期間損益を適正に行うためには、公正妥当な会計処理の基準の解釈として部分貸倒れが認められるべきであると考え。また、融資先の業績が継続的に悪化の一途をたどり、破産に至ることが確実であるというような場合には、それを認めることによって、各事業年度の所得計算が適正になるのみでなく、はるかにフレキシブルになると考える」⁽¹¹⁾とする。

なお、金子宏説では、債権償却特別勘定の取扱い（平成10年度税制改正により廃止され、同様の取扱いが個別評価金銭債権に対する貸倒引当金として引き継がれている）に対し、「何よりも貸借対照表上、貸付金額が減少しないという点は、この措置が部分貸倒れの観念と相容れないものであることを物語っている。筆者としては、公正妥当な会計処理の基準の一環として、債権償却特別勘定を用いる方法のほかに、部分貸倒れの直接損金算入も解釈論上は可能であったと解しておきたい。」⁽¹²⁾と主張している。

ここで、金子宏説では、「個別貸倒引当金の制度を利用するか、それとも部分貸倒れの直接損金算入を行うかは、納税者の選択に任されていると解したい」⁽¹³⁾としている。金子宏説の部分貸倒れの許容及びこの根拠に賛成するが、「納税者の選択」については「性質的な同等性（当期の損金の額を構成する）はあるが、現時点で回収不能部分（元本及び現時点までの利息）が貸倒れとなるのであり、次期以降に回収が難しくなると見積もられる部分（元本及び将来の利息）は貸倒引当金として計上すべき」⁽¹⁴⁾と考えられ、理論的には性質により部分貸倒れと個別評価金銭債権に係る貸倒引当金を区分すべきものであり、部分貸倒れの制度化の議論の際に

(9) 松尾公二編著『法人税基本通達逐条解説11訂版』（税務研究会出版局、2023）では、「税務上は金銭債権については一般に評価損の計上が禁止されていることにかえりみ（法33①②、令68、法基通9-1-3の2）、法律上債権が存在するにもかかわらず、事実上回収不能であることを理由として帳簿上これを償却（貸倒処理）することができるのは、金銭債権の全額が回収不能である場合に限られる旨を明らかにされている」（1106頁）と説明している。

(10) 最高裁平成16年12月24日判決民集58巻9号2637頁。

(11) 金子・前掲注（7）、98頁。

(12) 金子・前掲注（7）、100頁。

(13) 金子・前掲注（7）、101頁。

(14) 金子友裕「事業支援—経営の支援と資金の支援の観点からの検討—」税務会計研究34号（2023）36頁。

は、理論的な区分が困難な場合に限り「納税者の選択」を認めるとすべきであろう。

3 本事例における預託金制ゴルフ会員権の取扱い

(1) 本事例における預託金制ゴルフ会員権の構成要素

本事例における預託金制ゴルフ会員権は3,000万円で取得されたものであり、前述1(2)で示したように、再生計画認可決定を受ける前の通常の運営がなされていた段階では、「包括的な権利義務関係の中に潜在化・抽象化している…(中略)…一種の無形固定資産に該当」するものとされる。この「一種の無形固定資産」は、減価償却の対象ではないため、法人税法上は減価償却資産以外の無形固定資産として取り扱われる。

ちなみに、この無形固定資産の内訳は、500万円の返還されない入会金と2,500万円の据置期間経過後の退会時に返還されることとなっている預託金から構成されている。

その後、再生計画認可決定により、「会員債権者から会員権に係る預託金債権の元本金額の97.5%に相当する額等について、再生計画認可決定の確定の日から9か月経過した日において支払債務の免除を受ける」という再生計画により、支払免除が生じている。このため、「預託金債権の元本金額のうち97.5%に相当する部分については、…(中略)…再生計画に定める本件支払免除に従い、本件会員権に係る包括的な権利義務関係が変更され、金銭債権として顕在化した上で切り離されて消滅した」(東京地裁判決)とされる。

このように、支払免除された時点で預託金債権の97.5%は消滅するため、預託金制ゴルフ会員権は、入会金500万円、預託金(2.5%部分)62万5,000円の合計562万5,000円となる。

(2) 入会金部分の取扱い

入会金については、前述1(3)に示したように、法人税基本通達9-7-12により法人が資産に計上した入会金については償却を認めず、その脱退等をした日の属する事業年度の損金の額に算入するものとされている。

資産計上された入会金については、「会員権を他に売却することによって回収することも可能であり、また時の経過に応じて減価するというものでもないところから、償却は認められない⁽¹⁵⁾と説明され、減価償却資産に該当しないものとされている。

また、資産計上された入会金を脱退等により損失として計上した場合、その損失は「もともと法人がゴルフクラブに入会するのは接待等のため⁽¹⁶⁾等の理由で交際費等に該当するという疑問につき、「交際費等の意義については、得意先に対する『接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用』とされているため(措法61の4④)、固定資産又は

(15) 松尾・前掲注(9)、1132頁。

(16) 松尾・前掲注(9)、1132頁。

これに類する資産を取得するために支出した費用や固定資産等を譲渡したことによるキャピタル・ロスについてまで、これを接待、供給等に要した費用として交際費課税の対象にすることは、現行税法の規定の仕方からみてやや疑問である⁽¹⁷⁾とし、「その損失については、現時点では交際費等以外の単純な損失として認めることが妥当であろう⁽¹⁸⁾」との解説がされている。

また、本事例では、再生計画認可決定後もプレー権（施設利用権）が維持されており、本事例の預託金制ゴルフ会員権の入会金部分 500 万円は、退会により損失として計上することで、法人税法上もその事業年度の損金の額に算入されることになる。

(3) 預託金部分の取扱い

① 「顕在化」の意味

本事例を検討するに際して、難解となる大きな原因は、この「顕在化」という表現であろう。ここでは、「顕在化」の意味を明らかにしておく。

前述のように、法人税基本通達 9-7-12（注）では「預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化した場合において、当該顕在化した部分については、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることができることに留意する」との記述となっており、「預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化」した場合に、貸倒損失等の処理が可能であるとしている。

そして、本事例の参考にした東京地裁判決でも、「当該会員が会則等に従って退会の届出をし、預託金の返還を求めることができるようになった場合には、その時点で初めて預託金債権が金銭債権として顕在化することになるのが原則である」のように、「顕在化」を用いて判示しており、原則としては「退会の届出をし、預託金の返還を求めることができるようになった場合に「顕在化」することとしている。

しかし、「本件預託金債権については、原告が退会した平成 29 年 7 月 25 日（本事例でいう当期、筆者挿入）に初めて全部が金銭債権として顕在化したのではなく、そのうち元本金額の 97.5%に相当する部分（本件損失額）については、確定した本件認可決定によって認可された本件再生計画に従い、本件支払免除の効力が生じた平成 17 年 1 月 31 日（本事例でいう 12 年前、筆者挿入）に、顕在化した上で切り捨てられて消滅したと認められる。」（東京地裁判決）としており、原則に従って退会により「顕在化」したのではなく、預託金債権の 97.5%が支払免除された時点で「顕在化」したものとしている。

つまり、「顕在化」とは、「無形固定資産である本件会員権に係る包括的な権利義務関係から切り離されて、金銭債権として顕在化した」（東京地裁判決）とされるように、包括的な権利義

(17) 松尾・前掲注 (9), 1132 頁。

(18) 松尾・前掲注 (9), 1133 頁。

務関係から切り離れた上で、金銭債権として取り扱うことが可能な状況が生じたものと扱われている。そして、東京地裁判決では、預託金の返還請求が可能となる等して預託金債権という金銭債権が包括的な権利義務関係と区分して識別可能になる段階が考慮されており、原則的には退会によるものとされるが、その前に再生計画認可決定より預託金債権の97.5%が切り捨てられるとの支払免除があれば、その部分は包括的な権利義務関係から切り離れた上で金銭債権として識別した（その金銭債権は切り捨てられる）と認定し、法人税基本通達9-7-12（注）の「顕在化」を充足したとしているものと思われる。

② 「顕在化」した部分の検討

①のように「顕在化」を捉えるとすると、包括的な権利義務関係から切り離されたものが切り捨てられた部分（97.5%）のみで良いのか、換言すれば、残りの2.5%も含めた預託金債権全体とすべきではないか、という考えも惹起される。

東京地裁判決では、「預託金制ゴルフ会員権の性質は、施設利用権、年会費支払義務、預託金債権等を含む包括的な権利義務関係であり、これらを構成する個々の権利義務自体は、性質上不可分なものであるとまではいえないから、当事者間の合意その他の法律の規定に基づき、これらを個別に分離・処分することも可能であると解される」として、当事者の合意等によりこれらを構成する個々の権利義務を個々に分離することが可能としている。

この指摘に従えば、本事例の再生計画（2）において、「会員債権者は、再生計画認可決定の確定の日から10年間を経過するまでの間、預託金債権を行使することはできない。」としていることから、2.5%相当についても10年間は施設利用権とは別個に取扱いが定められており、性質的に不可分ではないとするのであれば「顕在化」していてもおかしくはない。

なお、東京地裁判決では、「本件再生計画の定めに従って、本件会員債権者である原告に対しては、施設利用権の保護が保障されるとともに、本件預託金債権の元本金額のうち97.5%に相当する部分については、本件支払免除によって切り離されて消滅したが、残りの2.5%に相当する部分については、なおも施設利用権と一体として残存することとなったということができる。すなわち、施設利用権と預託金債権の一体性が維持されるべきであると解したとしても、預託金債権は、包括的な権利義務関係において潜在化・抽象化しているとはいえ、数量的に可分な金銭債権であること自体に変わりはないのであるから、施設利用権との一体性を維持しながら、その一部について減免することができないとは解されないからである。」とする。ここでは、施設利用権と預託金債権を一体として2.5%相当部分が残存すると考えた場合でも「数量的に可分な金銭債権」という性格を有するとして「施設利用権との一体性を維持しながら、その一部について減免」が可能と指摘している。

この東京地裁判決の指摘では、「施設利用権と預託金債権の一体性」が維持されたとしても「数量的に可分な金銭債権」であるので97.5%部分が金銭債権として切り捨てられることの説

明として合理性を有するかもしれないが、2.5%部分も金銭債権として「顕在化」していないとの説明にはなっていないものと思われる。再生計画（1）及び（2）では、施設利用権の保護が保証されつつ、2.5%部分も金銭債権としての条件の変更（10年間行使できない）が行われているのであり、当事者の合意等で金銭債権として識別し直しているという考えが否定できていない。「退会の届出をし、預託金の返還を求めることができるようになった場合」に「顕在化」するのであれば、2.5%部分は他の部分を切り捨てることでこの部分だけは10年経過後に「預託金の返還を求めることができるようになった」という状態の変化があり、「顕在化」しているということである。

このため、本事例では、東京地裁判決が判示したように97.5%相当のみが金銭債権として「顕在化」したとは限らず、預託金債権全体が金銭債権として「顕在化」したと考えることも可能であるように思われる。なお、このように考えたとしても、本事例では2.5%部分は退会により返還を受けており、この2.5%部分が貸倒損失の対象とはなることはないが、貸倒引当金の設定対象となりうるという影響が考えられる。

また、預託金債権全体が「顕在化」したとすれば、本事例は再生計画認可決定に基づくものではあるが（つまり、法基通9-6-2ではなく法基通9-6-1の事案であるが）、97.5%部分のみ部分貸倒れとして認識されることになると思われる。

③ 貸倒損失の帰属時期

東京地裁判決では、97.5%部分のみが金銭債権として「顕在化」し、この部分が貸倒損失の対象とされている。そして、この「顕在化」は支払免除時点で生じるものとし、この時点で貸倒損失の発生を認識している。

なお、「基本通達9-7-12の注書きにおいて『対象とすることができる』との表現が用いられていることをもって、預託金制ゴルフ会員権に限り債権の減額等が行われた時点で、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることも『できる』と表現したものであると主張し、納税者において、預託金債権の貸倒損失の損金の額に算入する時期を、選択することができるかのような主張」とする原告の主張に対し、東京地裁判決では、「基本通達9-7-12の注書きは、同基本通達本文及び貸倒損失に関する基本通達9-6-1と併せ読むと、損失の発生した日の属する事業年度において当該損失を損金の額に算入することを前提として、預託金制ゴルフ会員権について、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産手続開始の決定等の事実があったときは、その時点で預託金債権の全部又は一部が顕在化することになるから、当該顕在化した部分については、金銭債権として貸倒損失又は貸倒引当金の対象となることを注意的に記載したものであり、納税者が預託金債権の貸倒損失の損金の額に算入する時期を、選択することができるとの趣旨で記載されたものであるとは解されない。」と判示している。つまり、法人税基本通達9-7-12の注書きは、「損失の発生した日の属する事業年度において当該損失を損金の額に算入

することを前提」としたものと判示し、損金の額に算入する時期を選択することができないとしている。

このような東京地裁判決に対し、②で検討したように「顕在化」したのは預託金債権全体として考えた場合、預託金債権の条件が変更されたのは再生計画認可決定の時点であり、この時点で「顕在化」したと考えることも可能であると思われる。しかし、この場合でも、貸倒損失として認識される時点は、支払免除の時点となると考えられる。なぜなら、「顕在化」した預託金債権（全体）のうち法人税法基本通達9-6-1にある「決定により切り捨てられることとなった部分の金額」である97.5%相当が切り捨てられるという事実の発生した日は、再生計画に従い支払免除の時点となるからであり、このように考えても「損失の発生した日の属する事業年度において当該損失を損金の額に算入することを前提」としたものになり、損金の額に算入する時期を選択することができないということにも矛盾しないことになる。さらに、この場合、部分貸倒れの状態になるが、この取扱いは法人税法基本通達9-6-1に基づくものであり、法人税法基本通達9-6-2に基づくものではないため、部分貸倒れとなっても取扱い上の問題は生じない。このため、このように「顕在化」を捉えても貸倒損失の期間帰属に関して東京地裁判決と一致するため、東京地裁判決は妥当と考えているが、「顕在化」の対象やタイミングに差異が生じる解釈が可能になっている点で未解決の問題が内在したままとなっているものと思われる。

4 更正の請求に関する検討

2 (1) で示したように、法人税法22条3項3号及び22条4項と法人税法基本通達9-6-1の関係について、東京地裁判決では「損失の計上について発生主義を採った上で、公平な課税を実現するための基準を明確にしたものであり、その内容も法人税法22条3項及び4項の趣旨に沿った適切なものであると評価することができる」としている。このため、法人税法基本通達9-6-1に従ってその事実が発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入すべきとなり、その事業年度において損金に額に算入しなかった場合には更正の請求により対応する必要が生じることになる。

本事例は、東京地裁判決に従い支払免除の時点（12年前）に貸倒損失を計上すべきとすると、更正の請求の期限である5年又は10年（通法23①）を経過しているため更正の請求はできないことになる。

しかし、本稿では、法人税法基本通達9-7-12（注）の「顕在化」という抽象的な概念があることを考慮し、本事例を若干変更して検討を深めることとする。つまり、本事例に加え、会員権償還損のうち貸倒損失相当を誤謬として過年度修正会計基準による遡及処理⁽¹⁹⁾を行ったものとして追加的検討を行ってみることとする。なお、この追加的検討では、クラヴィス事件⁽²⁰⁾が参考になると思われるので、クラヴィス事件を参照しつつ検討を行うこととなる。

クラヴィス事件は、最高裁平成18年1月13日判決民集60巻1号1頁によりいわゆるみなし弁済規定の適用が否認され過払金返還請求が加速したことに資金繰りが悪化し破産した被上告人（納税者（破産管財人）、原告・控訴人）が、破産手続において過払金返還債権が破産債権者表に記載され確定判決と同一の効力により確定したことを前提に当該債権に対応する制限超過利息部分が過大であったとして行った更正の請求が、国税通則法23条1項及び2項の要件を満たすかが争われた事案である。

クラヴィス事件最高裁判決では、「貸金業を営む法人が受領し、申告時に収益計上された制限超過利息等につき、後にこれが利息制限法所定の制限利率を超えていることを理由に不当利得として返還すべきことが確定した場合においても、これに伴う事由に基づく会計処理としては、当該事由の生じた日の属する事業年度の損失とする処理、すなわち前期損益修正によることが公正処理基準に合致するというべきである。」とした上で、「前期損益修正と異なる取扱いを許容する特別の規定は見当たらず、また、企業会計上も、上記の場合に過年度の収益を減額させる計算をすることが公正妥当な会計慣行として確立していることはうかがわれない」とし、「当該制限超過利息等の受領の日が属する事業年度の益金の額を減額する計算をすることは、公正処理基準に従ったものということとはできないと解するのが相当」として、「減額計算を前提とする本件各更正の請求が国税通則法23条1項1号所定の要件を満たすものでないことは明らかである」と判示している。つまり、クラヴィス事件最高裁判決では、前期損益修正と異なる取扱い（過年度遡及会計基準による遡及処理）は認められないとして更正の請求を認めない判断をしている。

これに対して、クラヴィス事件大阪高裁判決⁽¹⁹⁾では、「前期損益修正による処理又は過年度

(19) なお、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「過年度修正会計基準」とする）では、誤謬が発見された場合には修正再表示することとされており（過年度修正会計基準21項）、ここで修正再表示とは「過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映すること」（過年度修正会計基準4項（11））とされるものである。

なお、「会社法上の計算関係書類は、会社法上の所定の承認手続を経て、その内容が確定…（中略）…するものであり、確定後にその内容を変更することは予定されていないから、そのための手続は会社法上設けられていない。したがって、会計上の遡及処理がされるべき場合であっても、確定済みの過年度の計算関係書類の内容が変更されるものではない。」（小松岳志・澁谷亮・和久友子「会社法における過年度事項の修正に関する若干の整理」商事法務1866号（2009）19-23頁）とされる。

また、クラヴィス事件に関する誤謬の取扱いについて、「本事例の本件各事業年度においては、制限超過利息の定めを含む契約に基づき合意した約定利息を現実に収受しているという事実に基づいて、制限超過利息を収益として計上している。合意に基づいて受け取った制限超過利息を収益計上した年度において、将来の最高裁判決を契機とした過払金返還請求権の行使の確定という新たな事実の発生を予測することは、不可能であったろう。したがって、本件各事業年度において制限超過利息を収益計上したことは、過去の誤謬には該当しない。そうであれば、過払金返還請求権の確定に伴う損失は、会計上は過年度ではなく新たな事実が発生した年度すなわち過払金返還義務が確定した年度に計上すべきことになる。」（鈴木一水「契約の無効による収益修正額の損金算入時期」税務事例研究175号（2020）13頁）との指摘がある。

(20) 最高裁令和2年7月2日判決民集74巻4号1030頁。

遡及会計基準による遡及処理のみが公正処理基準に合致する唯一の会計処理としなければならないと解するのは相当ではない。」⁽²²⁾としており、過年度遡及会計基準による遡及処理も公正処理基準として許容されるものとし、「本件各更正の請求に理由がない旨を通知した各通知処分は違法」との判示を行っていた。ただし、クラヴィス事件大阪高裁判決では、「本件破産会社の場合は、①企業会計基準が全面的に適用されるべき理由はなく、②会社法上も本件計算書類関係諸規定は適用されない上、③過去の確定決算を修正しても、通常の株式会社の場合のような弊害が生じることもないのであるから、本件会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行と矛盾しないし、④控訴人が本件会計処理を行うことは、本件破産手続の目的に照らして合理的なものというべきであり、法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでもない」という要素を考慮しており、仮にクラヴィス事件大阪高裁判決の考え方によることとするにしても、これらの要素の充足が必要となる。

クラヴィス事件を参照し、本事例が過年度遡及会計基準による遡及処理を行った場合の更正の請求の可否を検討すると、クラヴィス事件最高裁判決では公正処理基準として過年度遡及会計基準による遡及処理は認められないとなり、更正の請求は認められない。そして、仮にクラヴィス事件大阪高裁判決のように、公正処理基準として過年度遡及会計基準による遡及処理が許容される可能性があるとしても、「②会社法上も本件計算書類関係諸規定は適用されない」との要素、つまり、破産会社には継続企業の公準が妥当しないというような要素が本事例には当てはまらず、本事例では更正の請求はできないものと思われる。このようにクラヴィス事件最高裁判決又は大阪高裁判決のいずれの見解によっても更正の請求が認められる余地はないものと思われる⁽²³⁾。

このため、過年度遡及会計基準による遡及処理を行った場合でも、本事例では更正の請求はできないものと思われる。

5 おわりに

本事例を通じた検討の背景には、「顕在化」により貸倒損失の計上時期が定まるはずが、貸

(21) 大阪高裁平成30年10月19日判決税資第268号（順号13199）。

(22) この判示に対し、「上告審判決が的確に指摘したように、継続企業の前提がみだされなくなった場合に、過年度の計算書類上の数値を変更するというような一般に公正妥当と認められる企業会計の『慣行』が存在するということが知られていない」（弥永真生「クラヴィス事件—前期損益修正と修正再表示—」企業会計74巻4号（2022）126頁）との指摘がある。

(23) クラヴィス事件大阪高裁判決を参考にすれば、過年度修正会計基準による遡及処理を行うことで更正の請求が認められる余地があるということになるが、クラヴィス事件は破産会社が過払金返還請求による債権者への返済のために過去に納付した税金の還付を受けることを目的としている等の事例的な特殊性があり、限界まで法解釈を拡大したものである。この考え方の適用が可能であるとしても、他の救済の手段がない場合等に限定すべきものと思われる。このように考えると「顕在化」という不確定な概念の問題はあるとしても、これだけでクラヴィス事件大阪高裁判決と同様の判断は難しいであろう。

倒損失の計上時期を認める手段として「顕在化」という概念を用いているような状態であり、このような「顕在化」の解釈がされているのであれば何も規律できない（トートロジーのようになっていく）状態であるという問題がある。東京地裁判決でも、「顕在化」を認識しようとしているのは、包括的な権利義務関係から切り離された金銭債権ではなく、預託金制ゴルフ会員権の評価損又は貸倒損失として認識すべき時期を「顕在化」とは異なる論理で定め（東京地裁判決では明確ではないが、納税者の操作性の排除を考慮しているものと思われる）、これを「顕在化」として提示しているように思われる。

また、無形資産の評価損の計上を認めないとしつつ、その中に内在する金銭債権の回収可能性の減少を「顕在化」により貸倒損失や貸倒引当金の対象の判断としているが、既に経済実態的に発生している損失を無理やり手続的に資産に凝着させている（課税所得の減額時期を遅らせている）だけであり、損失発生時期を認識しづらくしているという点で問題がある⁽²⁴⁾。

操作性の観点⁽²⁵⁾から、納税者が自由に損失を計上することを認めるべきではないと思われるが、明らかに損失が生じているものを無理やり資産としてとどめておくことにも問題がある。無理やり資産に損失を凝着させる場合には、形式的な譲渡損の創出⁽²⁶⁾による期間帰属の操作を誘発するようなおそれもあり、部分貸倒れも含めて今後の立法論も含めた検討が必要な課題であると思われる。

II 回答

この事例は、東京地裁令和5年1月27日判決に従えば、当期の法人税の確定申告書において会員権償還損として計上した金額のうち、入会金部分（500万円）は当期に退会をしたことにより生じた損失として当期の損金の額に計上することが可能であるが、預託金と受領金との差額部分（2,437万5,000円）は支払免除の時点（12年前）の貸倒損失とすべきものであり、当期の損金の額に算入できない。また、預託金と受領金との差額部分は支払免除の時点から起算して更正の請求の期限を過ぎているため、更正の請求もできないことになる。

なお、入会金部分の損失は、「固定資産又はこれに類する資産を取得するために支出した費用や固定資産等を譲渡したことによるキャピタル・ロスについてまで、これを接待、供応等に

(24) このような損益の期間帰属の問題は、全体損益計算（全期間を通じた課税所得計算）には影響を及ぼさないはずであるが、法人税法において欠損金の繰越期間が有限（例えば、青色欠損金額であれば現行10年（法法57①））という問題があるため、全体損益計算にも影響を及ぼすことになる。また、発生した事業年度での税務調整が強制されることで、更正の請求の期限を超えると損金算入の機会を失うことになり、全体損益計算がゆがむことになる。

(25) 法人税法では、各事業年度に損金算入限度額を設定する取扱いのある規定があり、納税者に損金の額の期間帰属に操作性を許容すると、これらの規定の趣旨を没却させる可能性がある。

(26) 例えば、資産価値を失ったゴルフ会員権を1円で譲渡するようなものを想定している。

要した費用として交際費課税の対象にするということは、現行税法の規定の仕方からみてやや疑問」⁽²⁷⁾との考えから、交際費等に該当しない損失として取り扱われることになる。

(27) 松尾・前掲注(9), 1132頁。

Web3 と暗号資産等に関する近時の課税問題

— web3 ホワイトペーパー 2024 および国税庁の FAQ を題材として —

早稲田大学法学学術院教授 渡辺 徹也

事例

- 1 日本の居住者である A は、ビットコイン (BTC) について以下の取引を行った。R6 年 4 月 9 日、A は 450,000 円で 1BTC を購入した。同年 5 月 20 日、A は 1,000,000 円で 1BTC を売却した。R6 年中に A が行った暗号資産に関する取引は上記のものだけである。なお、売却時における交換レートは 1BTC = 1,000,000 円であった。A が所得税の課税を受けるとしたら、その所得分類は何か。また、暗号資産の売買手数料について勘案しないと仮定した場合、上記の取引における A の所得金額はいくらになるか。
- 2 A が、R6 年 5 月 20 日にビットコインを売却せず、同日、同価値である別の暗号資産であるリップル (XRP) と交換した場合、R6 年において A は課税されるか。
- 3 日本の居住者である B は、ブロックチェーンゲームを行い、その報酬としてゲーム内通貨 (トークン) を取得した。ただし、このトークンはゲーム内でしか使用できず、ビットコインのような暗号資産と交換することはできない。このようなブロックチェーンゲームの報酬は所得税の課税対象となるか。
- 4 内国法人である C 社は、R6 事業年度終了時において過去に市場で購入した暗号資産を保有している。C 社はこの暗号資産について、時価法により評価した金額をもって期末の評価額としなければならないか。なお、C 社が保有する暗号資産は、C 社が発行したものではなく、かつ法人税法 61 条 2 項 1 号イにいう「譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産であってその条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われているもの」に該当する。
- 5 日本の居住者である D は、暗号資産の現物を原資産とした上場投資信託 (ETF) を保有している。この ETF は外国で組成されたものである。このような暗号資産 ETF から生じる D の所得は、日本における分離課税の対象となりうるか。

6 上記Aは、当面ビットコインを売却や交換するつもりはないが、将来的には居住する地方公共団体に寄附したいと考えている。Aが地方公共団体にビットコインを寄附した場合、特定寄附金として所得税法 78 条の控除を受けることは可能か。また、みなし譲渡所得を非課税とする特例（租税特別措置法 40 条）の適用はあるか。

はじめに

近年、Web3（Web3.0 も同義）に関する議論が盛んである⁽¹⁾。しかし、Web3 に関する詳しい知識を有している人はそれほど多くないようにも感じる。その理由の1つには、Web3 を取り巻く環境の動きが非常に速いことがあげられるが、そもそも Web3 の内容が容易に理解しがたいところにも理由の一端があると思われる。

経済産業省の HP によれば、Web3.0 とは「ブロックチェーン上で、暗号資産等のトークンを媒体として『価値の共創・保有・交換』を行う経済（トークン経済）」のことであり、「世界では、① NFT 取引、②分散型金融（DeFi）、③ゲームと金融の融合（GameFi）など、暗号資産や NFT 等のトークンを用いた多様なスタートアップが誕生しており、さらに④メタバースとの掛け合わせも含めた新たなデジタル経済圏の創出に向かっている」と説明されている⁽²⁾。

この部分だけを読んでも、ブロックチェーンやトークンといったカタカナ用語だけでなく、NFT、DeFi、GameFi のような英語の略語を使っており、素人からみればかなり敷居が高くみえる。つまり、知っている人、わかっている人だけが入り込める世界という雰囲気醸し出し

(1) 例えば、朝日新聞 web では「関係人口増と起業で『挑戦可能性都市』へ 加賀市に『web3 課』」2024 年 6 月 9 日、「Web3 技術で輸送中の温度を管理、日本酒をもっとおいしく世界へ」2024 年 5 月 24 日、「政府による AI 規制は『間違っている』Web3 先駆者が示す問題点」2023 年 5 月 16 日、日本経済新聞 web では「閣僚 19 人の横顔——デジタル 行政改革 平将明氏」2024 年 10 月 2 日、「インドモディ 3 選の死角 (2)『世界最大の人材プール』(迫真)」2024 年 6 月 18 日などが Web3 に関する内容を伝えている。

また、国民民主党は 2024 年 9 月 20 日に「【政策】国民民主党 2024 年重点政策」として「『投資』拡大：半導体、蓄電池、AI、Web3.0 等成長分野への投資減税、暗号資産への申告分離課税導入」を掲げている。〈https://new-kokumin.jp/news/policy/20240920_5930〉なお、本稿で引用するリンクの最終確認日はいずれも 2025 年 1 月 20 日である。

(2) 「Web3.0 とは」経済産業省 HP 〈https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/Web3/index.html〉ただし、「⑤ブロックチェーン等の分散型台帳技術が Society5.0 のサイバー・フィジカル融合社会の基盤に発展するかについては未知数」とされている。なお、Society5.0 とは、内閣府の HP によると「我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会」であり、我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現した第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）が引用されている。「Society 5.0」内閣府 HP 〈https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html〉

ている。しかし、それは必ずしも好ましいこととは言い切れない。新しいテクノロジーとは、多くの人々がアクセス可能であってこそ有益となる側面を有しているからである。

上記経済産業省のHPでみた通り、暗号資産はWeb3の世界において重要な役割を果たす。そこで本稿では、まずWeb3の内容を簡単に説明することから始めて、それに続いて暗号資産等の課税問題を扱うことにする。具体的には、政府（経済産業省や国税庁）から公表された情報や自由民主党のプロジェクトチームの作成したホワイトペーパーを題材として、所得課税（とりわけ所得税）を中心に租税法上の項目を幾つかピックアップして、簡単な解釈論および若干の立法論を含めた検討を行う。

検討に当たっては、個別の取引における課税結果だけでなく、そもそもいま世の中で何が起きているのか、政府や与党はWeb3においてどんな社会の到来を想定していて、そのためにどんな税制改革を行おうとしているのか（あるいは行うべきなのか）を意識する。また、近年の税制改正にも目を配る⁽³⁾。このように本稿は、政府や政党によって公表された情報を元に、Web3と暗号資産等に関する初歩的な課税問題の理解を目的とするものであり、将来のあるべき課税に関する学術的な理論分析は別の機会に譲ることにしたい。

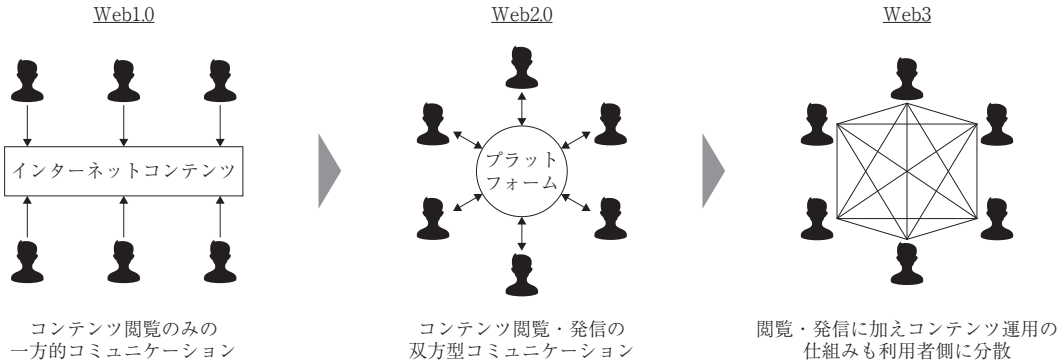
I Web3とは

Web3が登場する前には、当然ながらWeb1（Web1.0も同義）とWeb2（Web2.0も同義）が存在した。野村総合研究所（NRI）の用語解説は、「Web3（Web3.0）は、ブロックチェーン技術を用いることでインターネットがさらに分散化の度合いを強めた姿を指す言葉」とした上で、以下の〈図1〉とともに「Web1.0/Web2.0との違いを利用者視点で見ると、コンテンツ閲覧が中心の一方向コミュニケーションがWeb1.0、プラットフォームの登場によりコンテンツ閲覧に加え自らコンテンツを生み出し発信する双方向コミュニケーションが可能になったものがWeb2.0と言える」「一方、Web3ではデータの所有や信頼性担保、決済処理などのインターネット上のコンテンツ運用の仕組み自体が利用者側に分散化されることで、非中央集権型の新しいエコシステムが創出できるとして注目を集めている」と説明している⁽⁴⁾。

(3) 暗号資産については、法人税の分野を中心に令和5年度および同6年度に大きな税制改正があった。令和5年度改正では、期末時価評価の対象となりうる活発な市場が存在する暗号資産（市場暗号資産）とともに、期末時価評価の対象外となる「特定自己発行暗号資産」の内容が明確化された。続く令和6年度改正では、法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価において、原価法と時価法の選択が可能となった。後述する「V 直近の法改正（令和5年度および6年度改正）」部分を参照。

(4) 「Web3」野村総合研究所（NRI）用語解説参照。〈<https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/1st/alphabet/web3>〉

〈図1〉



ここで重要なのは、コミュニケーションが一方方向なのが Web1、双方向なのが Web2 であること、それに対して Web3 ではインターネットが分散化の度合いを強める方向へと（Web2 のようなプラットフォームを介した双方向から多方向へと）変化していることであろう。そして、その変化を可能としたのがブロックチェーン技術なのである⁽⁵⁾。

Web3 も双方向のコミュニケーションである点は Web2 と同じである。しかし、Web3 ではサービス提供者側（図1の Web2.0 部分にあるプラットフォーム）にデータやコンテンツが集中するのではなく、データの所有や信頼性の担保、コンテンツ運用の仕組みが個々のサービス利用者側に分散される。また、Web3 の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、従来の SNS のように特定のサーバーを経由するのではなく、ユーザー同士で直接データをやり取りできる（その意味で分散化が強まっているといえる）⁽⁶⁾。

(5) Web3 の特徴としては、①非中央集権化（Decentralization）、②相互検証可能な透明性（Transparency）、③自己主権性（Self-sovereignty）、④自律性（Autonomy）があげられる。①について、パブリックブロックチェーン上のデータやサービスは、基本的にネットワークの参加者間で共有されているため、特定のプレーヤーに権限が集中することがない。②について、取引データはブロックチェーンにより「ブロック」と呼ぶファイルにまとめられ、複数の検証者によって改ざんされないように確定される。悪意のある人が取引データを改ざんしようとする場合、他の人がもつブロックを含めすべてのブロックを改ざんする必要がある。そのため、ブロックチェーンは参加者同士の間で公開されながらも改ざんが困難な透明性の高いデータになる。③について、ブロックチェーンは、特定の組織が統治権を持たない分散型システムである。参加者は個人であり、個々人の身元の証明に必要なデータは暗号技術を使って自分自身で管理しながら価値を取引することができる。その反面、自身の身元に関するデータを管理する上でのセキュリティ対策は自己責任に委ねられる。④について、ブロックチェーン上の取引をトリガーにして自動実行できる処理プログラム「スマートコントラクト」を使って、様々なサービスを構築できる。処理内容はプログラムで自由に定義でき、「トークン」と呼ばれる価値単位を使用し、処理開始から取引完了までが自動的に行われる。「トークン」は、エンドユーザー同士の直接の価値交換やサービス利用料に使用され、これにより、サービスを自己責任で構築し利用する「自律性」が実現できる。前掲注(4) 参照。

(6) 「Web3（ウェブスリー）とは」IT用語集 docomo business Watch 参照。〈<https://www.ntt.com/bizon/glossary/e-w/web3.html>〉

なお、上記 NRI の用語解説では、NFT とは、Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略称であり「ブロックチェーン技術を利用してデジタル上のアイテムやコンテンツを一意に識別し、所有権を管理するためのトークン」、また DeFi とは、Decentralized Finance（分散型金融）の略称であり「ブロックチェーン技術を利用し中央集権型の中央銀行や金融機関を介さずに金融サービスを提供することを目的とする概念」、そして GameFi とは、Game と Finance（金融）を組み合わせた造語であり、「ブロックチェーン技術を使用したゲーム産業の金融サービスを提供することを目的とした概念」と説明される⁽⁷⁾。そして、これら NFT、DeFi、GameFi は、DAO⁽⁸⁾とともに、Web3 技術を活用した社会的アプリケーションの分類として位置づけられている。

II Web3 における暗号資産

自民党デジタル社会推進本部は令和 6 年 4 月 12 日、同本部の web3 プロジェクトチームと合同会議を開き、提言に当たる「web3 ホワイトペーパー 2024～新たなテクノロジーが社会基盤となる時代へ～」⁽⁹⁾（以下、「web3 ホワイトペーパー」という）を策定した⁽¹⁰⁾。そこでは、「サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した世界は、現実のものとなりつつある」として、今後、対処すべき論点を列挙し、対応の方向性が示されている⁽¹¹⁾。そして、「web3 ホワイトペーパー」のなかの「税制改正」の部分においては、暗号資産に関する記述が多くを占める。すなわち、Web3 の推進に向けて対処すべき税制上の課題は暗号資産の領域に多く存する、という前提をとっていることがわかる⁽¹²⁾。

暗号資産等については、国税庁からの情報も進化を続けている。国税庁 HP にある「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」⁽¹³⁾（以下、「暗号資産（FAQ）」という）は、平

(7) 前掲注 (4) 参照。さらに NFT については、「一度作られるとそれぞれが個別の価値を持ち複製することができないという特徴をもつため、デジタルアートや権利管理など様々な用途で活用される」、DeFi については、「スマートコントラクトを使用して自動的に契約を履行し、ユーザー同士の直接取引や、トークンを使った資産管理などを実現」、GameFi については、「ゲームアイテムやキャラクターをブロックチェーンに記録し、売買やレンタルなどで取引することでゲーム内エコノミーを促進することが期待される」「プレイヤーがゲーム内でプレイして報酬を得られる『Play-to-Earn』と呼ばれる方式によりアイテムや通貨を得られるサービスもある」と説明している。

(8) DAO とは、Decentralized Autonomous Organization（分散型自律組織）の略称であり、「ブロックチェーン技術を使用して運営される分散型の組織」「中央集権的なマネジメントの仕組みがなくとも、ブロックチェーン上で『トークン』と呼ばれる価値単位を使用し自律的に働くインセンティブを与えることで、透明性や公平性を保ったまま分散型組織が運営できると期待される」と説明される。前掲注 (4) 参照。

(9) <https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/208287_4.pdf>

(10) 「新たなテクノロジーが社会基盤となる時代へ web3PT が『ホワイトペーパー 2024』を策定」自由民主党 HP <<https://www.jimin.jp/news/information/208018.html>>

(11) 前掲注 (10) 参照。

成 30 年 11 月に公表された後に何度も改訂を重ねており、現在の最終改訂は令和 6 年 12 月 25 日付となっている⁽¹⁴⁾。また、令和 5 年 1 月には国税庁から「NFT に関する税務上の取扱いについて (FAQ)」⁽¹⁵⁾ (以下、「NFT (FAQ)」という) が公表されている。

以下では、暗号資産等の取引に関する課税について、「暗号資産 (FAQ)」、 「NFT (FAQ)」、 「web3 ホワイトペーパー」等を題材として検討を行う。

Ⅲ 暗号資産を使った取引に関する原則的な所得課税のルール

「暗号資産 (FAQ)」は、現在における国税庁の暗号資産に対する最新の見解と考えてよい⁽¹⁶⁾。なお、この FAQ における「暗号資産」とは、資金決済に関する法律 2 条 14 項に規定する暗号資産のこととされている⁽¹⁷⁾。

「暗号資産 (FAQ)」では、「暗号資産取引により生じた損益は、邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益と認められますので、原則として、雑所得（その他雑所得）に区分されます」⁽¹⁸⁾とされている。この内容には賛否両論あるかもしれないが、本稿では、この見解をいったん受け入れた上で今後の議論を進めることにする⁽¹⁹⁾。

-
- (12) 「web3 ホワイトペーパー」については、後述する「Ⅵ『web3 ホワイトペーパー』」の部分で詳しく扱う。なお、既に令和 5 年 4 月の段階において、同じ自民党デジタル社会推進本部の web3 プロジェクトチームから「web3 ホワイトペーパー～誰もがデジタル資産を利用活用する時代へ～」が、また同本部の AI の進化と実装に関するプロジェクトチームからは「AI ホワイトペーパー～AI 新時代における日本の国家戦略～」が公表されている。〈https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/205802_1.pdf〉 〈https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/205802_2.pdf〉 〈<https://www.jimin.jp/news/policy/205802.html>〉
- (13) 〈https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf〉
- (14) もともと本稿は令和 5 年 12 月に最終改訂された「暗号資産 (FAQ)」を参照して執筆されたものであるが、締め切り直前に令和 6 年 12 月 25 日付の新たな改訂版が最終改訂として公表されてしまった。そのため時間の許す限りで内容の修正を試みたが、もし不十分な箇所があるとするれば、いうまでもなく筆者の責任である。
- (15) 〈<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/0022012-080.pdf>〉
- (16) 国税庁 HP 内の暗号資産に関する情報を検索しても最終的には「暗号資産 (FAQ)」に辿り着くように設定されている。国税庁 HP では、「過去の情報 (暗号資産関係)」として、これまでの情報を掲示しているが、そのなかで最も古いものの日付は平成 29 年 12 月 1 日である。〈<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/171127/01.pdf>〉 そこで平成 29 年 12 月 1 日付の「仮想通貨に関する所得の計算方法について (情報)」4 頁をみると、「仮想通貨を使用することにより利益が生じた場合の課税関係 (所得区分)」については、タックスアンサーにも記載しております」として、「No. 1524 暗号資産を使用することにより利益が生じた場合の課税関係 [令和 5 年 4 月 1 日現在法令等]」の URL 〈<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1524.htm>〉 が参照されている。しかし、当該 web ページを訪れると、「ビットコインなどの暗号資産を使用することで生じた利益の課税関係については、『暗号資産に関する税務上の取扱いについて (情報)』をご覧ください」として、「暗号資産 (FAQ)」へと案内される。
- (17) 「暗号資産 (FAQ)」1 頁。また、「電子決済手段」とは同条 5 項 1 号から 3 号までに規定する電子決済手段のことであるとされている。
- (18) 「暗号資産 (FAQ)」16 頁。

なお、「暗号資産 (FAQ)」は、上記のように「原則として、雑所得」とした上で、「その年の暗号資産取引に係る収入金額が 300 万円を超える場合」には、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存の有無によって、事業所得になる場合と雑所得になる場合とを区別している。ただし、これは暗号資産に特有な区別ではなく、所得税基本通達 35－2 の内容を暗号資産に当てはめて説明したに過ぎないと思われる。

所得税と法人税に共通する取扱いとして「暗号資産 (FAQ)」があげる主な「問」に関する項目として、①暗号資産を売却した場合、②暗号資産で商品を購入した場合、③暗号資産同士との交換を行った場合、④暗号資産の取得価額、⑤暗号資産の分裂 (分岐) により暗号資産を取得した場合、⑥マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合、⑦暗号資産による寄附を行った場合がある (なお、上記⑦は令和 6 年 12 月の改訂で新たに追加された項目である)。

そして、それぞれの「問」に対する「答」のうちの主たる部分は以下の通りとなる (括弧内の規定は「暗号資産 (FAQ)」に「関係法令等」として示されたもののうち所得税法に関するものである)。すなわち、①について、保有する暗号資産を売却 (日本円に換金) した場合の所得金額は、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価等との差額となる (所法 36 条、37 条、48 条の 2、所令 119 条の 2、119 条の 5)⁽²⁰⁾。

②について、保有する暗号資産で商品を購入した場合、保有する暗号資産を譲渡したことになるので、譲渡に係る所得金額は、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価等との差額となる (所法 36 条、37 条、48 条の 2、所令 119 条の 2、119 条の 5)⁽²¹⁾。

③について、保有する暗号資産 A を他の暗号資産 B と交換した場合、暗号資産 A で暗号資産 B を購入したことになるので、暗号資産で商品を購入した場合と同様に、暗号資産 A の譲渡に係る所得金額を計算する必要がある (所法 36 条、37 条、48 条の 2、所令 119 条の 2、119 条の 5)⁽²²⁾。

④について、暗号資産の取得価額は、その取得の方法により異なる。例えば、(i) 対価を支払って取得 (購入) した場合は購入時に支払った対価の額、(ii) 自己が発行することにより取

(19) ただし、「暗号資産 (FAQ)」には「暗号資産取引」の定義が示されていない。また、「関係法令」として示されている「法律」は、所得税法 27 条、35 条、36 条であるが、これらは雑所得、収入金額、必要経費に関する所得税法の一般的な規定に過ぎない (換言すれば、これらは暗号資産を念頭に置いた規定ではなく、規定のなかに「暗号資産」という文言も入っていない) から、「暗号資産取引」が雑所得に該当することに関する解釈上の問題点がないことの根拠にはならない。「邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益」以外の解釈をする余地は残されている。しかし、本稿ではこの問題にこれ以上立ち入ることはせず、「暗号資産取引により生じた利益は原則として雑所得」という前提で議論を進める。なお、暗号資産取引の所得分類を考える上では資金決済法との関係も重要である。

(20) 「暗号資産 (FAQ)」5 頁。

(21) 「暗号資産 (FAQ)」6 頁。

(22) 「暗号資産 (FAQ)」7 頁。

所得 税

得した暗号資産その発行のために要した費用の額⁽²³⁾、(iii) 贈与又は遺贈により取得した場合は原則として贈与又は遺贈の時の価額とされる。なお、上記 (i) について、購入手数料など暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を含む金額が取得価額となる(所法 36 条, 37 条, 40 条, 所令 119 条の 6)⁽²⁴⁾。

⑤について、暗号資産の分裂(分岐)により新たに誕生した暗号資産を取得した場合、その時点では課税対象となる所得は生じない(所法 36 条)⁽²⁵⁾。

⑥について、マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合、その取得に伴い生ずる利益は所得税又は法人税の課税対象となる(所法 27 条, 35 条, 36 条, 37 条)⁽²⁶⁾。

⑦について、暗号資産の寄附をした場合、その寄附をした時におけるその暗号資産の価額に相当する金額(時価)が寄附金の額となる(所法 40 条, 78 条, 所令 87 条)⁽²⁷⁾。

IV NFT に関する税務上の取扱い

「NFT (FAQ)」も「暗号資産 (FAQ)」と同様に、国税庁の NFT に対する最新の見解を示していると考えてよいであろう。なお、この FAQ における「NFT」とは、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつトークンをいうとされている⁽²⁸⁾。

「所得税・法人税関係」として「NFT (FAQ)」があげる主な「問」に関する項目として、① NFT を組成して第三者に譲渡した場合(一次流通)、②購入した NFT を第三者に転売した場合(二次流通)、③役務提供の対価として取引先が発行するトークンを取得した場合、④商品の購入の際に購入先が発行するトークンを取得した場合、⑤ブロックチェーンゲームの報酬としてゲーム内通貨を取得した場合がある。

(23) この(ii)の部分(すなわち、自己が発行することにより取得した暗号資産に関する取得価額の記述)は、令和6年12月に更新されたものである。なお、後述する「V 直近の法改正(令和5年度および6年度改正)」も併せて参照。

(24) 「暗号資産 (FAQ)」10 頁。

(25) 「暗号資産 (FAQ)」12 頁。

(26) 「暗号資産 (FAQ)」13 頁。

(27) 「暗号資産 (FAQ)」8 頁。なお、「暗号資産 (FAQ)」は9頁において、個人が暗号資産の贈与(相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く)を行った場合、事業所得又は雑所得の金額の計算上、その贈与の時における暗号資産の価額が総収入金額に算入される旨を示す。その場合の根拠規定として「暗号資産 (FAQ)」が依拠しているのは、同頁の「関係法令等」から所得税法40条および同施行令87条であると読める。所得税法40条1項括弧書きで示す「事業所得の基因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるもの」として、同施行令87条は、所得税法48条の2第1項に規定する暗号資産をあげているからである。

(28) 「NFT (FAQ)」1 頁。

そして、それぞれの「問」に対する「答」のうちの主たる部分は以下の通りとなる（括弧内の規定は「NFT（FAQ）」に「関係法令等」として示されたもののうち所得税法に関するものである）。①について、デジタルアートを制作し、そのデジタルアートを紐づけた NFT を第三者に有償で譲渡したことにより得た利益は、所得税の課税対象となり、雑所得（又は事業所得）に区分される（所法 27 条, 35 条, 36 条, 37 条, 69 条）⁽²⁹⁾。

②について、デジタルアートの制作者からデジタルアートを紐づけた NFT を購入し、当該 NFT を第三者に有償で転売する取引は、「デジタルアートの閲覧に関する権利」の譲渡に該当し、当該取引から生じた所得は、譲渡所得に区分される。ただし、その NFT の譲渡が、棚卸資産若しくは準棚卸資産の譲渡又は営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡に該当する場合には、事業所得又は雑所得に区分される（所法 27 条, 33 条, 35 条, 36 条, 37 条, 38 条, 69 条, 所令 178 条）⁽³⁰⁾。

棚卸資産の譲渡等に該当する場合を除いて譲渡所得に区分されるという扱いは、一般の資産と同じ扱いであり、暗号資産の場合と大きく異なることになる。もっとも、このような差異は、むしろ暗号資産の課税上の扱いの方が特殊であることを示しているといえるかもしれない。

③について、役務提供の対価として取引先の法人が発行するトークン（取引先が販売する商品の購入する際に使用することができるトークン）を取得した場合、所得税の課税対象となる。当該役務提供の対価に係る所得については、請負契約その他これに類する契約の場合は事業所得又は雑所得に区分され、雇用契約その他これに類する契約の場合は給与所得に区分される。なお、役務提供の対価の額は、原則としてトークンの時価となる（所法 27 条, 28 条, 35 条, 36 条）⁽³¹⁾。

④について、商品の購入の際に、購入先の法人が発行するトークンを無償で取得したことによる経済的利益は、法人からの贈与に当たることから一時所得に区分される。そして、一時所得の収入金額は、原則として無償で取得したトークンの時価となる（所法 34 条, 36 条）⁽³²⁾。

⑤について、ブロックチェーンゲームで得た報酬は、原則として雑所得に区分される。ただし、そのゲーム内通貨（トークン）がゲーム内でしか使用できない場合（ゲーム内の資産以外の資産と交換できない場合）には、所得税の課税対象とならない（所法 35 条, 36 条, 37 条）⁽³³⁾。トークンがゲーム内に止まっていれば実現がないと考えているのであろう。

(29) 「NFT（FAQ）」3 頁。

(30) 「NFT（FAQ）」7 頁。

(31) 「NFT（FAQ）」10 頁。

(32) 「NFT（FAQ）」11 頁。

(33) 「NFT（FAQ）」12 頁。

V 直近の法改正（令和5年度および6年度改正）

暗号資産については、令和5年度および同6年度に法人税法を中心に重要な改正が行われた。

まず、令和5年度改正によって、期末時価評価の対象となる暗号資産の範囲から、内国法人が発行し、かつその発行の時から継続して有する暗号資産であって、その時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されている一定のもの（特定自己発行暗号資産）が除外された（法法61条2項）。上記一定のものとは、発行の時から継続して当該暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられているもの又は一定の要件を満たす信託の信託財産とされているものである（令和6年度改正前法令118条の7第2項）。

令和5年度改正前の暗号資産は、期末に時価評価し、評価損益が課税の対象となっていた。そのような取扱いの結果、日本での起業が困難となり、ブロックチェーン関連企業の海外流出が起きている状況が問題視されていた⁽³⁴⁾。令和5年度改正により、自己が発行した暗号資産が、期末時価評価の対象となりうる活発な市場が存在する暗号資産であっても、特定自己発行暗号資産に該当する場合には、期末時価評価の対象外となり、評価益又は評価損は所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されないこととなった⁽³⁵⁾。

なお、所得税法でも自己が発行することにより取得した一定の暗号資産の取得価額が、その発行のために要した費用の額とされた（所令119条の6第1項2号）。この改正によって、自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額は、発行のために要した費用の額となり、改正前のように時価を取得価額としなくてもよくなった。

次に、令和6年度改正によって、市場暗号資産に該当する暗号資産のうち、譲渡についての制限その他の条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われている一定の暗号資産（特定譲渡制限付暗号資産（法法61条2項1号イ））の期末時における評価額は、時価法又は原価法のうち内国法人が選定した方法によることとし、内国法人がその方法を選定しなかった場合には原価法によることとされた（法法61条2項）⁽³⁶⁾。

上記特定譲渡制限付暗号資産とは、①その暗号資産につき、譲渡についての制限その他の条件として移転制限が付されており、②その暗号資産につき、暗号資産交換業者が認定資金決済

(34) 経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係税制改正について（令和4年12月）」16頁。
(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)

(35) 齊藤郁夫ほか「令和5年版 改正税法のすべて」257頁（2023年・大蔵財務協会）。

(36) なお、「暗号資産（FAQ）」38頁は「3-1-3 暗号資産の期末時価評価〔令和6年12月更新〕」というタイトルのもと、その注において「市場暗号資産に該当する特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産を除きます。）の期末時の評価は、時価法又は原価法により行うこととされており、法定評価方法は、原価法とされています」と述べるに至った。

事業者協会を通じて①の譲渡についての制限その他の条件が付されていることを公表するための一定の手続を行っているという2つの要件を満たす暗号資産である（法令118条の7第2項、法規26条の10第1項・2項）。

Web3 推進に向けた環境整備を図る観点から、法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものを期末時価評価課税の対象外とする改正である⁽³⁷⁾。法人が有する暗号資産のうち活発な市場が存在するものについては、期末に時価評価してその評価損益が課税の対象とされてきたが、令和6年度改正により、一定の暗号資産がその対象から外されたことになる⁽³⁸⁾。

VI 「web3 ホワイトペーパー」

1 「web3 ホワイトペーパー」の位置づけ

自由民主党政務調査会デジタル社会推進本部 web3 プロジェクトチームは、既述の「web3 ホワイトペーパー」⁽³⁹⁾を令和6年5月21日に公表した。当時のデジタル社会推進本部長は平井卓也衆院議員、web3 プロジェクトチーム座長は平将明衆院議員である。平議員は現在デジタル大臣（本稿執筆時）であるから、「web3 ホワイトペーパー」における提言の実現可能性は無視できない⁽⁴⁰⁾。

自民党のHP⁽⁴¹⁾では、「web3 ホワイトペーパー」の要旨を掲載しており、ここでは「本ペーパーの位置づけ」として、「本ペーパーは、web3 エコシステムを我が国の発展に取り込むこと

(37) 経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係税制改正について（令和5年12月）」34頁。
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

(38) 立案担当者の解説では、「内国法人が期末に有する暗号資産のうち譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産でその条件が付されていることについて公表のための手続がとられている暗号資産（特定譲渡制限付暗号資産）は、その保有目的が必ずしも『時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること』には該当しないと考えられることから、その暗号資産が市場暗号資産に該当する場合であっても、原価法により評価することができることとされました」と説明されている。阿部敦壽ほか「令和6年版 改正税法のすべて」335頁（2024年・大蔵財務協会）。

(39) 前掲注（9）参照。

(40) 就任時における記者会見（令和6年10月2日（火）11時20分から11時58分）では、「web3 プロジェクトチームの座長として、これまでブロックチェーンの推進等をリードされてきましたが、改めてブロックチェーンの技術をより普及していくためには、今どういった規制緩和が必要かお伺いできますでしょうか」という記者からの質問に対して、平大臣は「ブロックチェーンは、一番は税制だと思いますが、今、税制のことを言える立場にないので、コメントはノーコメントとさせていただきます」と返答している。税制改正の内容については述べていないが、ブロックチェーンの技術をより普及していくために必要なことが税制であると、担当大臣が明言したことは重要である。デジタル庁 HP「平大臣就任記者会見」参照。<https://www.digital.go.jp/speech/minister-241002-01> なお、平議員はこれまでもYouTube上の「平将明チャンネル」などで積極的に情報発信を行っている。

(41) https://storage2.jimim.jp/pdf/news/policy/208287_3.pdf なお、「web3 ホワイトペーパー」4頁に詳しい記述がある。

に加え、社会基盤となりうるブロックチェーンテクノロジーの発展を強力に後押しするための提言である」とした上で、「① web3 推進に向けてただちに対処すべき論点、② web3 のさらなる発展を見据え議論を開始・深化すべき論点につき、課題と対象方針を提示するとともに、③ これまでに公表した提言の進捗状況についてフォローアップを行う」と明記されている。

そして、税制改正については「web3 の推進に向けてただちに対処すべき論点」として、「問題の所在」とそれに対する「提言」がなされている。以下では、それらの「問題の所在」と「提言」のうち主たるものを取り上げることにする。

2 個人が保有する暗号資産に対する所得課税の見直し

「web3 ホワイトペーパー」が税制改正について指摘する第1の「問題の所在」は、(あ) 暗号資産取引から生じた所得は最高税率 55% で課税されるなど、諸外国に比べて厳しい扱いがされていること、(い) 他の暗号資産と交換した場合に、暗号資産の譲渡に係る損益に対して所得税が課されることである。

そして、上記(あ)に対する「提言」として、(i) 暗号資産の取引に係る損益を申告分離課税の対象とすること、(ii) 暗号資産に係る損失の所得金額からの繰越控除(翌年以降3年間)を認めること、(iii) 暗号資産デリバティブ取引も同様に申告分離課税の対象にすることが検討されるべきであるとする。また、上記(い)に対する「提言」として、(iv) 暗号資産取引に関する損益は、暗号資産同士を交換したタイミングでは課税せず、保有する暗号資産を法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とすることが検討されるべきとする⁽⁴²⁾。

上記(あ)でいう「最高税率 55% で課税」については、個人の暗号資産取引からの利益が原則として雑所得として扱われることからの帰結でもある。そして上記(i)と(ii)は、暗号資産を上場株式等の金融資産と同じように分離課税の対象とすることで、総合課税による高い累進税率が回避されることを狙っているのであろう。

これは、暗号資産がそのような分離課税を受ける投資対象として、相応しいかということに大きく関わる問題である。実際、金融庁の令和7年度税制改正要望では、「暗号資産取引に係る課税上の取扱いについては、暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点を踏まえ、検討を行っていく必要[がある]」と述べられている⁽⁴³⁾。もっとも、暗号資産について金融庁の税制改正要望において触れられたのは、この短い一文だけである。

(42) これら以外としては、「海外の法制度やグローバルに活動するDAOの調査・研究も踏まえて、具体的な検討に着手すべき」「DAOの事業活動・DAOに対する寄附等に関する税務上の優遇措置の可能性を検討すべき」「匿名組合契約に基づく権利のトークン化商品に係る利益分配及び譲渡の所得について税制上の取扱いについて検討を進めることが望ましい」といった「提言」がなされている。

(43) 金融庁 HP「令和7(2025)年度税制改正要望について(2024年8月)」7頁。<<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240830.html>>

「検討を行っていく必要」という書きぶりは、法改正には時間がかかる可能性を示唆しているようにも読める。

暗号資産にはビットコインやイーサリアム以外にも様々なものがあり（つまりピンからキリまであり）、一括りに暗号資産として課税上の特別扱いを受けることは、現状では難しいと思われる。一方で、特定の暗号資産だけを選別して優遇するような課税ルールを策定することが好ましいのかどうか、またそのような選別が現実に可能かどうかといった難しい問題もある⁽⁴⁴⁾。

上記 (iii) については、暗号資産 ETF が念頭に置かれている⁽⁴⁵⁾。現在、日本では暗号資産の現物を原資産とした ETF の組成は認められていないが、海外では既に導入されているところがある⁽⁴⁶⁾。そこで、そのような ETF が国内で流通したり、国内でも暗号資産を原資産とした ETF が組成⁽⁴⁷⁾されたりした場合、これらの取引から生じた所得が分離課税の対象とされるのであれば、暗号資産の現物取引が総合課税の対象にされていることとの関係で不均衡が生じるとする。

そして、「その結果、国内における暗号資産の流動性が著しく低下し、web ビジネスの発展を阻害するおそれがある」とした上で「そのような事態を回避するためにも、暗号資産を原資産とした ETF について分離課税の対象とするのであれば、暗号資産取引から生じた所得も同様に分離課税の対象とすべき必要性はなお高いものと考えられる」と述べている。

海外の動向は確かに重要であるが、暗号資産 ETF を分離課税の対象にするかどうかについては、既に現物暗号資産について述べたのと同じで、そのような暗号資産 ETF が国民の投資

(44) そのような問題は、「web3 ホワイトペーパー」10 頁でも認識されているように読める。

(45) ビットコインのファンド組成など仮想通貨関連ビジネスを手掛ける、オーストラリア市場上場のデジタル X のリサ・ウェイド (Lisa Wade) 最高経営責任者 (CEO) は、ビットコインの現物とビットコイン ETF・ファンドとの違いについて、「現物を手に入れるには取引業者を通じて購入するか、自分で採掘するかのどちらかだ。取引業者を通じて買った場合、取引業者の破綻リスクを考えなければならない。さらに買ったあとに自分の『ウォレット』で保管することになるが、コストがかかる。デジタル X では、投資家が自分のウォレットを持たずに資産を管理できるサービスを大口投資家向けに提供してきた」。「半面、ビットコイン ETF は保管コストがかからない。個人でも買いやすくなるという点で、真に『ビットコインの民主化』といえるだろう」「もちろん機関投資家にとってもメリットがある。退職年金基金などの機関投資家は様々な ETF をバスケットに入れて運用してきた。ビットコイン ETF であれば他の ETF と同様にバスケットの中に入れることができる。事実上ウォレットの管理者を雇うことなくビットコインに投資できるというわけだ」と述べる。『『ビットコイン、長期投資の時代に』豪ファンド運営 CEO』2024 年 5 月 24 日日経速報ニュースアーカイブ web 版。

(46) 「web3 ホワイトペーパー」26 頁では、米国において 2024 年 1 月 10 日にビットコイン現物 ETF (11 銘柄) が証券取引委員会によって承認され、現在、複数の証券取引所に上場されていること、これらの ETF の提供者には、iShares, Fidelity, Invesco など世界的に著名な資産運用会社が含まれていること、上場開始後、取引は順調に拡大し、Bloomberg によれば、同年 3 月 22 日時点の合計純資産額は 525 億ドル (約 7 兆 8,750 億円) に達していること、さらに、米国以外でもカナダやドイツで既にビットコイン現物 ETF が上場されていることが記されている。

(47) 実際、「web3 ホワイトペーパー」26 頁では、「暗号資産現物 ETF の動向」に関する「提言」として、我が国にでもビットコイン等の暗号資産を投資信託 (ETF を含む) の投資対象とすることの妥当性や是非について検討が求められている。

対象となるべき金融資産として相応しいかどうかにかかっていると思われる。

(iv) について、「交換時には法定通貨を取得することはないため、納税者による税務申告促進の妨げになっている」ことが問題視されているが⁽⁴⁸⁾、暗号資産以外の交換でも同じことがいえる⁽⁴⁹⁾。結局は、暗号資産同士の交換の時点で課税を繰り延べるだけの理由があるかどうか問われよう。

また、上場株式との比較も有益であるが、上場株式同士の交換であっても、現行法では交換時に原則として課税される。課税されないのは、適格株式交換のような例外的な場合であるが、そのためには厳しい適格要件⁽⁵⁰⁾を充足させる必要がある。仮に、一定の暗号資産同士の交換に課税繰延べを認めるとしても、どのような要件の設定が適切かといった課題が残される。

3 暗号資産による寄附の課税上の取扱いの明確化および見直し

「web3 ホワイトペーパー」が税制改正について指摘する第2の「問題の所在」は、(う)暗号資産による寄附が特定寄附金に該当するかが明確でないことに加えて、含み益に対するみなし所得を非課税とする特例が存在しないことによって、暗号資産による寄附が阻害されていることである。

そして、上記(う)に対する「提言」として、(v)暗号資産によって寄附が行われた場合、特定寄附金に該当しうることを明確化すべきであるとし、さらに(vi)個人が暗号資産寄附した場合、租税特別措置法40条と同様、暗号資産の寄附について非課税とする措置を講ずべきであるとする。

(v)について、特定寄附金に関する所得税法78条は、暗号資産による寄附を正面から排除しているとは読めない。国や地方団体等が暗号資産による寄附を実際に受け入れた場合、他の要件を満たして条文上の特定寄附金に該当するならば、暗号資産の寄附であっても、寄附金控除が受けられる余地は十分にある⁽⁵¹⁾。したがって、提言の通りに、個人が寄附を行った場合には所得税法上の寄附金控除の適用対象になりうるものが「通達やタックスアンサー等により公表することで明確化」される可能性は既に存していたと思われる⁽⁵²⁾。

果たして「暗号資産 (FAQ)」は令和6年12月に改訂され、「暗号資産の寄附をした場合には、その寄附をした時におけるその暗号資産の価額に相当する金額(時価)が寄附金の額とな

(48) 「web3 ホワイトペーパー」9頁。

(49) 所得税法58条のような特例(固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例)の趣旨を拡張すべき説得的な理由も見当たらない。

(50) 法人税法2条12号の17等。

(51) 法人が国や地方に対して寄附をする場合も同様である(法法37条3項)。

(52) むしろ問題は、国や地方公共団体が暗号資産による寄附の受け入れにどれほど積極的になれるかという方ではないだろうか。

[る]]旨を明らかにした。また、支出した寄附金の額について、「支出した年分の所得控除として寄附金控除の適用を受けるか、又は支出した年分の税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができ[る]]旨も示された(所法87条, 租特41条の18の2)⁽⁵³⁾。

(vi)について、暗号資産取引からの利益が原則として雑所得とされている以上、国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税を規定する租税特別措置法40条が適用されないのは、当然といえる。雑所得としての扱いをそのままに、非課税を認める立法がなされるためには、暗号資産の寄附が(他の現物の寄附との比較において)寄附する側と受け入れる側にとって有益である必要があるだろう。

この点について「web3 ホワイトペーパー」では、「暗号資産による寄附は、クレジットカード決済による寄附に比べて手数料が安価であり、また、銀行振込みによる寄附よりも簡易に行うことが可能であるため、大規模災害時の緊急支援などにも迅速かつ効果的に寄附を行うことが可能である」と述べられている。

Ⅶ 事例の検討

(事例1) Aがビットコインを売却した利益は雑所得として課税される(所法35条)。Aは時価でビットコインを譲渡しているため、譲渡時において取得価額との差額である550,000円が所得金額となる(所法36条, 37条)。

(事例2) 暗号資産同士が交換された場合に課税を繰り延べる規定(例えば所得税法58条のような交換特例)は、現行法には存在しない。したがって、ビットコインで商品を購入した場合と同様に、Aはビットコインの譲渡に係る所得金額についてR6年に課税されることになる(所法35条, 36条, 37条)。

(事例3) ブロックチェーンゲームの報酬でも、収入等の形で新たに取得する経済的価値であれば課税の対象になる可能性がある(所法36条)。しかし、事例のようなゲーム内通貨(トークン)が、当該ゲーム内でしか使用できない場合(ゲーム内の資産以外の資産と交換できない場合)には、所得税の課税対象にならないというのが、現在の国税庁の見解である⁽⁵⁴⁾。

(事例4) 法人税法61条2項1号は、短期売買商品等の期末時における評価方法を原則として時価法とするが、同項1号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産に該当する場合は、同項2号により時価法と原価法の選定が認められている。したがって、C社は時価法による評価を行うように拘束されているわけではない。なお、C社が上記の選定しなかった場合には原価法による評価となる(法61条2項)。

(53) 「暗号資産(FAQ)」8頁。

(54) 「NFT(FAQ)」12頁。

所得 税

(事例5) 暗号資産の現物を原資産としたETFの組成は日本において認められていないが、外国で組成された暗号資産ETFを日本の居住者であるDが保有することは可能である。しかし、そのような暗号資産ETFは租税特別措置法37条の11第2項の要件を満たさないから、分離課税の対象とはならない。

(事例6) 所得税法78条は、現物の寄附を排除していないので、仮にAが居住する自治体がビットコインによる寄附を許容しているのであれば、特定寄附金としての控除が受けられる。しかし、ビットコインの寄附によって含み益が実現する場合、Aは雑所得として課税されることになる。したがって、譲渡所得等の非課税(所得税法59条の特例)について規定する租税特別措置法40条の適用はない。

おわりに

暗号資産に関する直近のアメリカの動きについて少し触れておきたい。暗号資産に好意的なトランプ氏の大統領選勝利を受けてビットコイン市場は活況を呈している⁽⁵⁵⁾。実際、トランプ大統領は、就任当日(2025年1月20日)において暗号資産を推進する大統領令に署名する一方で、中央銀行が発行するデジタル通貨への取り組みを禁止したと報道されている⁽⁵⁶⁾。これらアメリカの状況は、以前にも増して日本のルール構築に影響を与えることになろう。

一方で、日本ではどうか。脱稿直前に接した与党の税制改正大綱⁽⁵⁷⁾では、「一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等をするを前提に、その見直しを検討する」と述べられている。ただし、記載場所は、大綱の最後に当たる「第三 検討事項」の部分である⁽⁵⁸⁾。「見直しを検討する」のであるから、令和7年度改正で抜本的な改正が行われる可能性は少ないと読める。当面は、令和8年度改正に向けた動きに注目しておきたい。

(55) 財務省が5年で100万ビットコインを購入し、準備金としてFRB(連邦準備理事会)に保有させるという法案が上院に提出されている。岩田一政「『ビットコイン準備金』構想の危うさ」2025年1月23日日経速報ニュースweb版。なお、トランプ氏は2025年1月17日、大統領就任を間近に控えた民間人として、暗号資産「\$TRUMP」の発行を発表した。この暗号資産(ミームコイン)は急騰したが、法的・政治的トラブルを招くとして問題視されている。“President Trump, Crypto Billionaire,” WSJ The Editorial Board, 2025 Jan. 23.

(56) 「AI『規制より開発』米鮮明 トランプ氏、推進の大統領令 G7 合意、骨抜きに」2025年1月25日朝日新聞web版。

(57) 自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱(令和6年12月20日)」106頁。

(58) 周知の通り、政府の税制改正大綱である「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日)」にはこの記述がない。

暗号資産の使い勝手をさらに向上させるためには、税制改正が必要という主張はそれなりに理解できる。仮に、暗号資産の取引から生じる利益を雑所得とする所得税法の扱いが変更されれば、暗号資産の課税問題は大きく動くかもしれない。

そうすると租税特別措置法において、特定の暗号資産取引を優遇する方法の方が実現の可能性は高いことになろう。例えば、暗号資産の寄附に際して含み益を課税しないような規定（租税特別措置法 40 条に相当する規定）を導入すれば、暗号資産の寄附を希望する者が増え、国や地方公共団体としても、暗号資産の寄附を受け入れるようになるかもしれない。

また、暗号資産 ETF の分離課税を認めれば、多く者が当該 ETF を購入するようになるかもしれない。一方で、暗号資産の現物の取引について雑所得としての扱いがそのままであれば、現物取引の方は大きく減ってしまう可能性が存する。それを受け入れがたいとするのであれば、現物の取引にも分離課税の途を開く余地はある。なお、暗号資産は P2P（Peer to Peer）で取引が実行されうるので、すべての暗号資産取引について源泉徴収で対応することは困難であろう。

暗号資産に関する課税問題のうち最大のものは、暗号資産の種類が非常に多く、一括したルールを作ることが難しいところにある。これは Web3 が分散型の世界であるため必然的に生じることでもある。

暗号資産の規制に関わるのは租税法だけではない。今後の税制改正は、暗号資産を取り巻く他の法領域の動向を注視しながら進めて行くことになるであろう。また、本稿ではあまり論じることができなかった DAO と租税法の関係についても、暗号資産への課税に関する学術的な理論分析とともに、今後の課題として意識しておきたい⁽⁵⁹⁾。

(59) 脱稿後に「仮想通貨海外取引を監視 国税庁、54 カ国・地域で情報共有」日経新聞 2025 年 2 月 1 日朝刊 12 面に接した。同記事は、トランプ大統領が仮想通貨の利用を推進する大統領令に署名したこと（前掲注 (56) 参照）にも言及している。また同じ紙面（朝刊 5 面）では、金融庁が暗号資産交換業大手のビットバンク（東京・品川）に立ち入り検査に入ったニュースが取り上げられている。暗号資産については、課税問題以外のことも含めて、これからも様々な報道が続けられるであろう。さらに校正時において、「仮想通貨 有価証券並み扱い 金融庁検討 ETF 解禁へ道も」日経新聞 2025 年 2 月 11 日朝刊 8 面に接した。

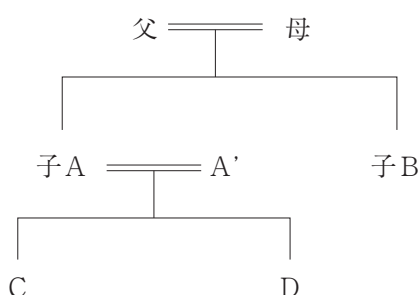
三つの分野における保険金受取時の課税関係

税理士 柴原 一

事例 1

父が一時払いの生存給付金付特別終身保険に加入した（契約者、被保険者及び保険料負担者は父）。この保険契約の生存給付金は、被保険者の年末生存を支払い事由とし、令和6年以降、年1回100万円、最高10回受け取ることができるものである。生存給付金の受取人と死亡保険金（基本保険金に生存給付金の残額を加算した金額）の受取人とはそれぞれ別に指定できる。この保険契約の生存給付金や死亡保険金の受取人を子や孫にした場合、どのような課税関係になるか。生存給付金について子や孫が父との間で相続時精算課税制度を選択している場合と、選択していない場合とに分けて検討せよ。

なお、子や孫には父からの生存給付金以外の贈与はないものとし、父死亡時には、各相続人は相続分に応じて相応の財産を取得し相続税が課せられるものとする。



事例 2

事例1の生存給付金付特別終身保険の死亡保険金受取人が子Aであったが、子Aが父より先に死亡していた場合、死亡保険金は誰がどのような割合で取得することになるか。

事例3

10年前に親が掛金を払い込み、契約者、被共済者（対象物件所有者）、及び共済金受取人を子とする一時払いの建物更生共済が満期となった。満期共済金を受け取った子は、どのような課税を受けるか。

（参考）建物更生共済とは、積立型の共済契約であり、満期を迎えると契約者に満期共済金が支払われ、火災等の共済事故が発生した場合には、被共済者に共済金が支払われる。通常の損害保険は掛捨て型である。

事例4

8年前に本人が、自己を契約者、被共済者（対象物件所有者）、及び共済金受取人とした一時払いの建物更生共済に加入し掛金を払い込んだ。令和6年11月、当該共済の対象となる家屋について火災が発生した。火災の鎮火時家屋は全焼、焼け跡から本人の遺体が発見された。この場合における、家屋の相続税評価額はいくらか。また、火災共済金請求権は相続財産となりうるか。なお、鎮火時刻は午後7時52分。死亡時刻は不明であるが、死体検案書及び戸籍の除籍謄本の記載によれば、本人は火災の鎮火前に死亡していると推定される。

事例5

事例4において火災の鎮火前に、火災現場から被共済者本人が救出され病院へ搬送された。その後、家屋が全焼した。本人は、病院で治療を受けたが1週間後に亡くなった。この場合における家屋の相続税評価額はいくらか。また火災共済金はどのような課税関係になるか。なお、本人は火災共済金を請求せずに死亡した。

I はじめに

保険とは、予測される事故発生の確率に見合う一定の金銭的負担を保険契約者が公平に分担し、将来の事故発生に備える相互扶助の精神から生まれた制度である。現在、我が国には多種多様な民間の保険が存在する。そして国民の多くは複数の保険に加入している⁽¹⁾。保険は保険

業法上三つの分野に分けられ、人の命に係る第一分野の生命保険、モノに係るリスクに備える第二分野の損害保険、そして生命保険・損害保険のいずれかに明確に区分ができない第三分野の保険がある。どの保険も「保険金がおりた」と聞くと「誰がいくら受け取ったか」に興味関心が行く傾向にあるが、課税上は「誰がいくら受け取ったか」と同様、「誰が保険料を負担したか」も重要な要素となる。

以下、第一分野、第二分野、第三分野の保険について、課税上留意したい点について論述する。

II 生命保険

1 死亡保険金の課税関係

死亡保険金を受け取った場合の課税関係は次の通りである。なお、被保険者は被相続人Xとする。

	保険料負担者	被保険者	保険金受取人	税の種類
契約①	X	X	Y	相続税
契約②	Y	X	Y	所得税
契約③	Y	X	Z	贈与税

被保険者である被相続人が保険料を負担していた場合（契約①）には、死亡保険金は相続財産又は遺贈財産とみなされ相続税が課税される（相法3①）。なお相続人が受領した死亡保険金からは総額500万円×法定相続人の数で算出した非課税金額が控除される（相法12⑤）。また、保険料を受取人が負担していた場合（契約②）には、所得税（一時所得又は雑所得）が課税される。一方で、保険料を被保険者や保険金受取人以外の者が負担していた場合（契約③）には、YからZへ保険金の贈与があったものとみなされ贈与税が課税される（相法5）。これが、死亡保険金に関する基本的な課税関係である⁽²⁾。なお、保険料は保険契約者が負担することが一般的である⁽³⁾。しかし、保険契約者と保険料負担者が違う場合でも、契約者ではなく実際に誰が保険料を負担したかという点において、課税関係を判断する。つまり生命保険契約においては、契約者＝保険料負担者という保険法の考え方ではなく「保険料を実際に支払ったのは誰か」に着目しているのである。

-
- (1) 我が国における生命保険の世帯加入率は89.8%（2021年生命保険文化センター調べ）、損害保険の加入率は76.1%（2019年アンケートデータベース MyEL 調べ）。
- (2) 相基通3-7（注）被保険者の傷害、疾病その他これらに類するもので死亡を伴わないものを保険事故として被保険者に支払われる保険金又は給付金が、当該被保険者の死亡後に支払われた場合には、当該被保険者たる被相続人の本来の相続財産になるのであるから留意する。
- (3) 保険法2①三では、保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者を保険契約者と規定している。

2 生命保険の保険料負担者

(1) 昭和 58 年国税庁事務連絡前の考え方

収入のない子を契約者及び保険金受取人とし、被保険者を世帯主であるその父親とする契約において、父親が子に対して保険料相当額の現金を保険料の払い込みの都度贈与し、子がこれを保険料として払い込んだ場合であっても、実質的には父親が保険料を負担したと認定し、払い込み時点での贈与を認めていなかった。よって保険事故発生時に、受取人である子に対して(所得税ではなく)、死亡保険金の場合には相続税、満期保険金の場合には贈与税が課税されていた。これは、子を配偶者に置き換えても同様である。

この考え方の根拠については、国税当局関係筋から週刊税務通信・昭和 54 年 10 月 15 日付の誌上にて一問一答形式の論述が掲載されている。そこには「相続税法では保険契約者以外に保険料の負担者が存在することが前提となっており、保険契約者即保険料負担者ではない。相法 3①三の規定からも、最終的に保険事故発生時に課税を終了させることを規定しているのであるから、その過程に生じる保険料負担について、贈与税の課税の対象とならない。」という趣旨の説明がされていた。

(2) 昭和 58 年国税庁事務連絡後の考え方

これに対して、昭和 58 年 9 月に次の内容の事務連絡が国税庁から各国税局へ発信された。以下、全文である。

生命保険料の負担者の判定について

1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合若しくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険金又は当該生命保険契約に関する権利の課税に当たっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている(相法 3①一、三、5)。

(注) 生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税(一時所得又は雑所得)が課税される。

2. 生命保険契約の締結に当たっては、生計を維持している父親が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等として、その保険料の支払いは父親等が負担しているというのが通例である。

このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。

3. ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者及び受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。

4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等（納税者）から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税の申告書、③所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、④その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与の事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

この事務連絡内では、贈与の事実の心証が得られるための例として以下の4つを挙げている。

- ① 毎年の贈与契約書
- ② 過去の贈与税申告書
- ③ 所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況
- ④ その他贈与の事実が認定できるもの

①の贈与契約書は、年間保険料が基礎控除額以下で贈与税の申告を要しない場合に有効な手段である。公証役場で確定日付⁽⁴⁾を押しってもらうとなおよい。②の贈与税申告書については、年間の保険料が基礎控除額を超える場合はもちろんのこと、年間の保険料が基礎控除額を超えない場合でも、あえて基礎控除額を超える贈与を行い少額の贈与税を申告納付することで、贈与の事実を確実なものにするということ。③については「保険料を父から子に贈与した契約の保険料を、父の生命保険料控除の対象にしないよう留意せよ」ということ。④の例としては、贈与の際、現金を手渡しするのではなく子名義の口座に振り込み、その口座から保険料の引き落としを行うことなどが挙げられる。

3 死亡保険金の受取人

(1) 受取人の選定

結婚後に生命保険契約を締結する場合、契約時の死亡保険金の受取人は配偶者としておき、その後、子が生まれた場合に受取人を子に変更するという選択肢がある。長年連れ添った労い

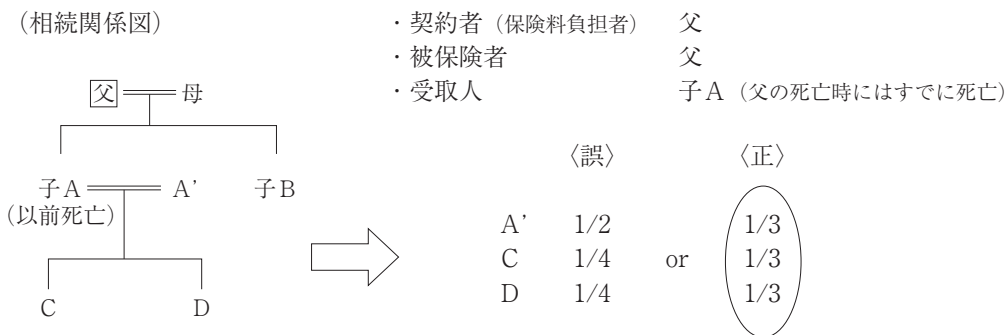
(4) 確定日付とは、文字通り、変更のできない確定した日付のことであり、その日にその証書（文書）が存在していたことを証明するものである。公証役場で付与される確定日付は、公証人が私書証書に日付のある印章（確定日付印）を押捺した場合のその日付をいう。

資産税

の意味や、今後の生活資金との意味あいから、受取人を配偶者のままにしておくという考え方もあるが、税務の面から考えると、受取人は子に変更しておく方がよいことが多い。死亡保険金の非課税規定や小規模宅地等の課税価格計算の特例のように、相続財産の課税価格算入額を減少させる規定を配偶者から適用すると、二次相続における課税価格が増額されてしまう可能性があるからだ。また、死亡保険金は配偶者が受け取るより、納税資金が必要になる子や孫が受け取る方が、相続税の納税にも都合がよい。

(2) 受取人が死亡している場合

指定した死亡保険金の受取人が、被保険者より先に死亡しているケースがある。その後受取人を変更していればよいのであるが、その手続きがなされないまま忘れられていることがある。変更手続きをしないまま保険事故が発生した場合には、その亡くなった保険金受取人子Aの相続人全員が、その保険金を取得することとされている（保険法46）。また、その取得割合であるが、平成5年9月7日最高裁第3小法廷による「保険金受取人がすでに死亡している場合にはその相続人の保険金に対する権利の割合は民法第427条（債権債務分割の原則⁽⁵⁾）の規定により平等となる」との判決により、A'、C、Dが相続分に関係なく均等に分けて取得することとなる。なお、約款にて保険金受取人死亡時の取り扱いについて、別段の定めがある場合にはこの限りではない。



(3) 受取人を「相続人」としている場合

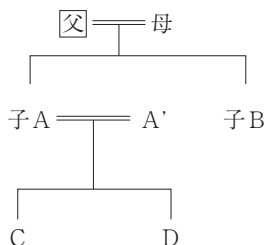
死亡保険金受取人を「相続人」と指定している契約がある。このような指定のある契約では、父の相続人が取得することは、民法427条にいう「別段の意思表示」とであるとみなされ、特段

(5) 民法第427条

数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

の事情のない限り相続分の割合によって権利を有するという指定があったものと解するべきであり、相続人は均分ではなく相続分の割合により死亡保険金を取得する旨の最高裁第2小法廷判決が平成6年7月18日に言い渡されている。

(相続関係図)



・契約者(保険料負担者) 父
 ・被保険者 父
 ・受取人 「相続人」と指定

	〈正〉		〈誤〉
母	1/2	or	1/3
子A	1/4		1/3
子B	1/4		1/3

4 定期金に関する権利(平成23年4月1日以後)

定期金に関する権利とは、契約(定期金給付契約)により、ある期間定期的に、金銭その他の給付を受けることを目的とした債権をいう。相続税法では、定期金給付契約でその権利を取得した時において、定期金給付事由が発生しているもの(相法24)と、定期金給付事由が発生していないもの(相法25)につきそれぞれ評価方法が定められている。定期金給付事由の発生しているものの評価方法は次の通り。

(1) 有期定期金(確定年金)(相法24①一)

次の(i)～(iii)のいずれか多い金額

- (i) 解約返戻金相当額
- (ii) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金の金額
- (iii) 給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額×残存期間に応ずる予定利率による複利年金現価率

(2) 無期定期金(相法24①二)

次の(i)～(iii)のいずれか多い金額

- (i) (ii) は有期定期金と同じ
- (iii) 給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額÷予定利率

(3) 終身定期金(終身年金)(相法24①三)

次の(i)～(iii)のいずれか多い金額

(i) (ii) は有期定期金と同じ

(iii) 給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額×終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の平均余命に応ずる予定利率による複利年金現価率

(4) 期間付終身定期金 (相法 24 ③)

有期定期金と終身定期金のいずれか少ない金額

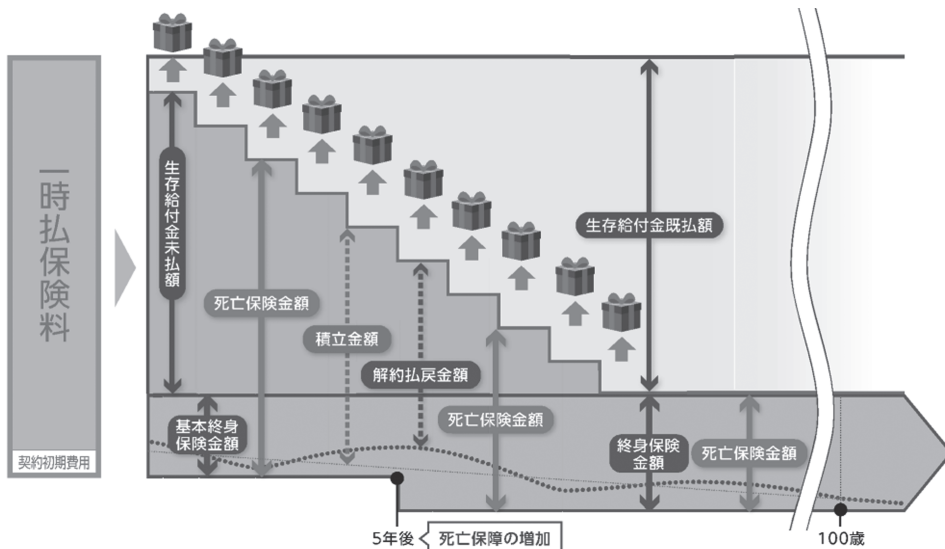
(5) 保証期間付終身定期金 (保証期間付終身年金) (相法 24 ④)

有期定期金と終身定期金のいずれか多い金額

5 生存給付金付特別終身保険

(1) 概要

生存給付金付特別終身保険は、終身保険に生存給付金を組み込んだ生命保険契約である。被保険者が生存中に生存給付金を受け取ることができ、また被保険者死亡時には死亡保険金を受け取ることができる。生存給付金の受取人は契約者以外の人を指定することができるため、生前贈与として活用されている。



図：ニッセイ・ウェルス生命ウェブサイトより

(2) 課税関係

保険料負担者と生存給付金の受取人が異なるため、一般的には、その受取時に上記 4 (1)

の定期金給付契約に関する権利の受給権が贈与税の課税対象となるとも考えられる。つまり、将来の生存給付金を受け取る権利を、一括して取得したと考えるということである。しかし生存給付金の取り扱いについては、東京国税局の平成27年文書回答事例において、生存給付金を受け取る都度、その受取人が生存給付金を保険料負担者から贈与により取得したとみなして、贈与税の課税対象となると考えて差し支えない旨が明確化されている。これは、この給付金の支払事由が、生存給付金支払期間中の毎年の保険年度満了時における被保険者の生存であることから、支払請求権は満了の都度発生することになり、生存給付金受取人は毎年の保険年度満了時まで生存給付金についてなら権利を有さないこと、また、被保険者の死亡により生存給付金の支払事由が発生しなかった場合には、残存期間の生存給付金は死亡保険金として死亡保険金の受取人に支払われることが根拠となっている。

受け取った生存給付金は、相続時精算課税選択届出書を提出していれば相続時精算課税、そうでなければ暦年課税で計算する。どちらも毎年110万円の基礎控除（措法70②四、70③二）があり、課税方法は贈与者ごとに選ぶことができる。

（3）暦年課税

暦年課税は、その年1月1日から12月31日までに行われた贈与について財産の価額を合計し、その合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残りに税率を乗じて税額を計算する。税率は一般税率と特例税率がある。贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者に限る）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産に係る贈与税の計算については特例税率が適用され、それ以外の贈与には一般税率が適用される。また、贈与者が死亡し、その贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者は、相続税の課税価格に贈与財産を一定期間遡って加算することとなる（相法19）。加算する財産の価額は、贈与時の価額である。加算対象となる期間は、以前は3年間であったが、改正により令和6年1月1日以後の贈与から7年間に延長された。

なお、加算対象となる期間内の贈与財産は、贈与税の納付の有無に関係なく加算する。よって基礎控除額110万円以下の贈与財産や、相続開始年分の贈与財産も加算することになるが、加算した贈与財産に対応する贈与税の額は、相続税の計算上控除される（贈与税額控除・相法19、相令4）。

（4）相続時精算課税

相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の直系尊属から、18歳以上の子又は孫に対し財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度である。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に一定の書類を添付した「相続時精

資産税

算課税選択届出書」を提出する必要がある。この制度は贈与者ごとに選択できるが、一度選択するとその選択に係る贈与者（特定贈与者）から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、暦年課税へ変更することはできない。贈与税の額は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から、相続時精算課税に係る基礎控除額 110 万円を控除し、特別控除枠（限度額 2,500 万円。前年以前において、すでにこの特別控除枠を利用している場合は、残額が限度額となる。）を控除した後の金額に、一律 20%の税率を乗じて算出する。納めた相続時精算課税に係る贈与税は、相続税額から控除し、控除しきれない場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることが可能である。

また、特定贈与者が亡くなった場合には、相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額を加算して相続税額を計算する。なお、令和 5 年度改正により令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、その相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額 110 万円を控除した残額を加算することとなった（相法 21 ⑪二，措法 70 ③二，相法 21 ⑮）。つまり令和 6 年以降は、相続時精算課税においては、基礎控除額以下の贈与は相続財産に加算されない。この点が暦年課税と大きく異なる点である。いずれにせよ、贈与の事実を証明するために贈与契約書を作成することが有効であるが、本契約では、保険契約を通じて生存給付金受取人へ支払後に生存給付金支払証明書が発行され、また、みなし贈与であることから、贈与契約書を作成しなくてよいというメリットもある。

6 事例分析

(1) 【事例 1】について

生存給付金と、死亡保険金の受取人は同じでもよいし、別でもよい。被保険者が死亡した場合には死亡保険金は相続税の課税対象となる。相続人が取得した死亡保険金には非課税枠が設けられており、500 万円×法定相続人の数の金額が非課税金額となり、相続税を軽減する効果がある。生前贈与と生命保険を組み合わせた運用方法で、相続対策として活用されている。では、生存給付金と死亡保険金は、子又は孫のどちらが受け取るのがよいか。受け取る組み合わせは以下 4 通りある。

	a	b	c	d
生存給付金	子	孫	子	孫
死亡保険金	子	孫	孫	子

上記に、生存給付金の受取人の贈与税課税が暦年課税か相続時精算課税かをあてはめていくと下記 8 通りになる（死亡保険金については相続時精算課税選択の有無で課税関係は変わらない

い。)

		a			b			c			d					
生存	子	a-1	暦年	7年しばり	孫	b-1	暦年	7年しばり	子	c-1	暦年	7年しばり	孫	d-1	暦年	※1
		a-2	精算	※2		b-2	精算	※2		c-2	精算	※2		d-2	精算	※2
死亡	子	みなし相続財産 非課税規定適用あり			孫	みなし遺贈財産 非課税規定適用なし 2割加算			孫	みなし遺贈財産 非課税規定適用なし 2割加算			子	みなし相続財産 非課税規定適用あり		

※1 暦年課税の生前贈与加算（7年しばり）なし

※2 基礎控除額以下の贈与のため、相続時精算課税の生前贈与加算なし

上記表中の d-1 のパターンを考えてみよう。生存給付金は暦年課税となるが孫は相続人でないため、生存給付金のみを受け取っているのであれば暦年課税の生前贈与加算（いわゆる7年しばり）の対象とならない。しかし、b-1のように死亡保険金の受取人でもある場合は「相続又は遺贈により財産を取得した者」に該当するため7年しばりの対象になってしまう（相続人に該当しないため、死亡保険金の非課税規定の対象とはならない）。なお、孫は一親等内の血族ではないため、相続税額の2割加算が適用される。よって7年しばりあり、死亡保険金の非課税規定の適用なし、2割加算の適用ありと、相続税の負担が重くなる要素が三拍子揃ってしまう。相続時の負担を軽くする観点から、可能であれば、孫が生存給付金を受け取る場合にはd-1のように、死亡保険金は別の者が受け取る方がよいであろう。

（2）【事例2】について

死亡保険金の受取人子Aが、被保険者である父より先に亡くなっているため、死亡保険金は子Aの相続人であるA'、C、Dが均等に1/3ずつ取得する。なお、C及びDは子Aの代襲相続人であるため、死亡保険金の取得に際して死亡保険金の非課税規定が適用される。しかしA'は父の相続人ではないため、死亡保険金の非課税規定は適用されない。

Ⅲ 損害保険

1 必要性

我が国は災害の多い国である。特に近年は、線状降水帯の発生に伴う集中豪雨による被害や、度々起こる大地震による被害が後を絶たない。地震により発生した火災により家屋が燃えた場合には、火災保険では補償されないことから、2011年の東日本大震災以降、地震保険の加入率⁽⁶⁾は上昇した。生活に直結する、家や家財、車などに対する損害に供えておくことは非常に重要である。損害保険には、車に関するものや、家屋に関するものなど様々な種類が存在するが、ここでは主に火災保険について取り上げる。火災保険は、火災をはじめ落雷や破裂・爆風、

資産税

風災，雪災・ひょう災，水漏れ，水害，盗難などにより，建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われる。地震による損害については地震保険を付保していなければ，基本的に対象外⁽⁷⁾となる。

2 生命保険との相違点

生命保険の場合には，契約時に契約者・被保険者・受取人という立場が存在し，この三者がそれぞれ違う場合もあり得る。しかし損害保険（火災保険）の場合には，契約時には契約者及び物件所有者（被保険者）を記載する。そして保険事故が発生した場合に保険金を請求するのであるが，請求者は物件所有者たる被保険者である。保険金の支払先は基本的には被保険者であるが，保険会社によっては請求者以外の口座を指定することも可能である。生命保険の場合には，保険料負担者と受取人が違った場合には，保険金等の受取時にみなし贈与の規定により贈与税が課税されるが，相法5のみなし贈与規定の対象となる保険事故の範囲は「生命保険契約（死亡を伴わないものを除く）」又は「偶然的な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る損害保険契約」に限定されている。よって損害保険やその他の保険で死亡を伴わない保険事故の場合には，みなし贈与の規定は適用されない。このため受取人以外の者が保険料を負担した場合には，保険料支払いの都度，保険料負担者から受取人へ保険料分の贈与があったものとして取り扱わざるを得ない。

3 税務上の取り扱い

(1) 一時所得

所令 183 ②《生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算》に規定する生命保険契約等に基づく一時金（業務に関して受けるものを除く。）及び所令 184 ④《損害保険契約等に基づく満期返戻金等》に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等は，一時所得に該当する（所基通 34-1）。

(2) 非課税

心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基づいて取得する保

-
- (6) 地震保険は火災保険とあわせて契約する仕組みである。付帯率は，火災保険にあわせて地震保険をどの程度契約しているか計算したもので，令和5年は69.7%。また，世帯加入率は，全世帯に対してどの程度の世帯が地震保険を契約しているか計算したもので，令和5年は35.1%。これはいずれも東日本大震災が発生した平成23年の約1.5倍である（損害保険料算出機構調べ）。
- (7) 別途，地震，噴火又はこれらによる津波を原因とする損害（火災，損壊，埋没，流失）を補償する地震保険に加入することが可能である。地震保険の保険金額は，火災保険で設定した保険金額の30%～50%（建物：5,000万円，家財：1,000万円が上限）と定められている。

險金、損害賠償金、慰謝料などは非課税である（所法9①十八、所令30）。

4 事例分析

(1) 【事例3】について

満期共済金を受け取った子は掛金を負担していないため、贈与税課税が頭をよぎるが、先述の通り、「偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る損害保険契約」以外の損害保険契約にはみなし贈与（相法5）の規定は適用されない。よって満期共済金は子の一時所得として、所得税が課税される。

また、親が払い込んだ掛金は親から子への贈与になるが、今回の場合には払い込んだのが10年前であり満期時には、贈与税の徴収権の消滅時効が成立していることも考えられる。

(2) 【事例4】について

まず、家屋の相続税評価額であるが、相続税における財産の価額は相続により財産を取得した時における時価で評価する（相法22）。相続は被相続人の死亡により開始するため、家屋の時価を評価する時点は本人が焼死した時点となるが、家屋の鎮火時に本人はすでに焼死していた。よって本人が焼死した時点では、まだ家屋は延焼中であったと考えられる。しかし、延焼中の家屋の時価評価は現実的ではない。また、財産評価における時価とは、課税時期においてそれぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう（財基通1-2）。延焼中の家屋が、その現況により取引されることは社会通念上ないと考えられる。よって、本間の家屋は鎮火後の時価で評価するのが妥当であり、評価額は零である。

次に火災共済金請求権であるが、家屋の焼失が、半焼又は全焼の程度に応じて火災共済金請求権が確定するものと考えられる。であれば、火災が鎮火しなければ半焼又は全焼の判断ができないことから、火災共済金請求権は鎮火した時点で確定するものと考えられるのが妥当である。一方、契約者である本人は、火災の鎮火前に死亡していたと推定される。つまり、本人は火災共済金請求権が確定する前に、すでに死亡していたのであれば、火災共済金請求権は相続財産を構成しない。なお、本間の火災共済契約は建物更生共済契約であり掛捨て型ではない。よって本契約を解約返戻金相当額で相続することになる。もし被相続人が、掛捨て型の火災保険契約に加入していた場合には、その権利は相続税の課税対象とならない。

以上を踏まえると、相続人が、建物及び火災共済契約に関する権利を相続により取得し、後日、火災保険金を受け取ったことになる。この場合には火災共済金は、相続人自らの資産の損害に起因して支払いを受けるものとして所法9①十八、所令30の規定により非課税となる。

(3)【事例5】について

まず、家屋の相続税評価額は鎮火後の時価であるから、【事例4】と同様に、評価額は零である。

次に、火災共済金請求権であるが、鎮火時点において本人は生存しているため、火災共済金請求権（＝共済金額）が相続財産となる。その請求権を行使することなく死亡しているため、実務的には相続人がその請求権に基づき共済金を請求する。

IV 生命保険・損害保険のいずれにもあてはまらない保険

1 種類

生命保険，損害保険のいずれにもあてはまらない第三分野の保険とは具体的には，傷害保険や，医療保険，がん保険などが挙げられる。これらの保険は，原則として被保険者が保険金の受取人となる。下記表は，三つの分野における保険金等の受取人（請求者）をまとめたものである。

		生命保険	火災保険（建更含む）	医療保険・傷害保険
契約者		自由	自由	自由
被保険者		自由	自由	自由
受取人 (請求者)	満期	自由	契約者（建更の場合） 他は掛捨て	
	病気		原則 被保険者 ・例外的に請求者を親権者や契約者（法人）などすることもできる ・請求者は自分以外に振込先を指定することもできる	
	ケガ			
	火災			
	死亡			

2 税務上の取り扱い

心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基づいて取得する保険金，損害賠償金，慰謝料などは非課税である（所法9①十八，所令30）。

また，この非課税とされる「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」は，自己の身体の傷害に基因して支払を受けるものをいうのであるが，その支払を受ける者と身体に傷害を受けた者とが異なる場合であっても，その支払を受ける者がその身体に傷害を受けた者の配偶者若しくは直系血族又は生計を一にするその他の親族であるときは，当該保険金又は給付金についても同号の規定の適用があるものとする。（注）いわゆる死亡保険金は，「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」には該当しないのであるから留意する（所基通9-20）。

なお，傷害保険などでは，被保険者と保険金受取人を同一としない場合がある。例えば従業

員の傷害に対して雇用主が保険金を受け取るケースがある。この場合には所基通 9-20 には該当しないことから、雇用主が受け取った保険金は非課税とならず、雇用主は保険金を収入金額に計上する必要がある。

V 設問の回答

【事例 1】

生存給付金は、受け取った都度、その生存給付金を親から贈与により取得したとみなして、贈与税の課税対象となる。また、死亡保険金はみなし相続財産（相続人以外はみなし遺贈財産）として、相続税の課税価格に算入される。

		a			b			c			d					
生存	子	a-1	暦年	7年しぼり	孫	b-1	暦年	7年しぼり	子	c-1	暦年	7年しぼり	孫	d-1	暦年	※ 1
		a-2	精算	※ 2		b-2	精算	※ 2		c-2	精算	※ 2		d-2	精算	※ 2
死亡	子	みなし相続財産 非課税規定適用あり			孫	みなし遺贈財産 非課税規定適用なし 2割加算			孫	みなし遺贈財産 非課税規定適用なし 2割加算			子	みなし相続財産 非課税規定適用あり		

※ 1 暦年課税の生前贈与加算（7年しぼり）なし

※ 2 基礎控除額以下の贈与のため、相続時精算課税の生前贈与加算なし

(1) a-1

子が受け取った生存給付金は、暦年課税による贈与となるが、基礎控除額以下であるため贈与税は課税されない。しかし、相続時には7年しぼりの対象となる。また、子が受け取った死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税価格に算入され、死亡保険金の非課税規定が適用される。

(2) b-1

孫が受け取った生存給付金は、暦年課税による贈与となるが、基礎控除額以下であるため贈与税は課税されない。しかし、相続時には7年しぼりの対象となる。また、孫が受け取った死亡保険金は、みなし遺贈財産として相続税の課税価格に算入されるが、死亡保険金の非課税規定の適用はない。孫は2割加算の対象となる。

(3) c-1

子が受け取った生存給付金は、暦年課税による贈与となるが、基礎控除額以下であるため贈与税は課税されない。しかし、相続時には7年しぼりの対象となる。また、孫が受け取

資産税

った死亡保険金は、みなし遺贈財産として相続税の課税価格に算入されるが、死亡保険金の非課税規定の適用はない。孫は2割加算の対象となる。

(4) d-1

孫が受け取った生存給付金は、暦年課税による贈与となるが、基礎控除額以下であるため贈与税は課税されない。相続時においても、孫は相続・遺贈により財産を取得していないため7年しばりの対象とならない。また、子が受け取った死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税価格に算入され、死亡保険金の非課税規定が適用される。

(5) a-2

子が受け取った生存給付金は、相続時精算課税による贈与となるが、基礎控除額以下であるため贈与税は課税されない。相続時においても、基礎控除額以下であるため相続時精算課税による生前贈与の加算額はない。また、子が受け取った死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税価格に算入され、死亡保険金の非課税規定が適用される。

(6) b-2

孫が受け取った生存給付金は、相続時精算課税による贈与となるが、基礎控除額以下であるため贈与税は課税されない。相続時においても、基礎控除額以下であるため相続時精算課税による生前贈与の加算額はない。また、孫が受け取った死亡保険金は、みなし遺贈財産として相続税の課税価格に算入されるが、死亡保険金の非課税規定の適用はない。孫は2割加算の対象となる。

(7) c-2

子が受け取った生存給付金は、相続時精算課税による贈与となるが、基礎控除額以下であるため贈与税は課税されない。相続時においても、基礎控除額以下であるため相続時精算課税による生前贈与の加算額はない。また、孫が受け取った死亡保険金は、みなし遺贈財産として相続税の課税価格に算入されるが、死亡保険金の非課税規定の適用はない。孫は2割加算の対象となる。

(8) d-2

孫が受け取った生存給付金は、相続時精算課税による贈与となるが、基礎控除額以下であるため贈与税は課税されない。相続時においても、基礎控除額以下であるため相続時精算課税による生前贈与の加算額はない。また、子が受け取った死亡保険金は、みなし相続財産として相

続税の課税価格に算入されるが、死亡保険金の非課税規定が適用される。

【事例2】

子Aの相続人である，A'，C，Dが1/3ずつ取得する。なお，C及びDには死亡保険金の非課税規定が適用され，A'には適用されない。

【事例3】

子の一時所得として，所得税の課税対象となる。

【事例4】

家屋の相続税評価額は零であり，建物更生共済契約は解約返戻金相当額により相続税が課税される。

【事例5】

家屋の相続税評価額は零であり，火災保険金請求権が相続財産となる。

「租税法事例研究会」構成員名簿

部 会	氏 名	所 属
法 人 税 部 会	◎成 道 秀 雄 名誉教授	成蹊大学
	○鈴木 一 水 教 授	神戸大学大学院経営学研究科
	金子 友 裕 教 授	東洋大学経営学部
	佐 藤 修 二 教 授	北海道大学大学院法学研究科
	白 土 英 成 税理士	千葉県税理士会
	藤 曲 武 美 税理士	東京税理士会
	吉 村 政 穂 教 授	一橋大学大学院法学研究科
所 得 税 部 会	◎神 野 直 彦 名誉教授	東京大学
	○田 中 治 名誉教授	大阪府立大学
	岩 崎 政 明 教 授	明治大学大学院法務研究科
	牛 嶋 勉 弁護士	第一東京弁護士会
	佐 藤 英 明 教 授	慶應義塾大学大学院法務研究科
	武 田 涼 子 弁護士	第一東京弁護士会
	渡 辺 徹 也 教 授	早稲田大学法学学術院
資 産 税 部 会	◎首 藤 重 幸 名誉教授	早稲田大学
	○渋谷 雅 弘 教 授	中央大学法学部
	伊 藤 信 彦 弁護士	第一東京弁護士会
	柴 原 一 税理士	東京税理士会
	関 根 美 男 税理士	東京税理士会
	野 口 浩 教 授	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
	平 川 英 子 教 授	駒澤大学法学部

(注) ◎印は部会長 ○印は部会長代理

税務事例研究 第204号 (2025)

2025年3月20日 発行

編者 公益財団法人日本税務研究センター

発行者 西村 新

東京都品川区大崎1丁目11番8号

日本税理士会館1F

電話 03(5435)0912(代表)

※無断転用・転載等は、一切お断り致します。

定価990円(本体900円 + 税 10%)

賛助会員の購読料は年会費に含まれます。